

寒川町教育委員会 3 月定例会議事日程

令和 8 年 3 月 19 日（木）

午後 1 時 30 分

東分庁舎第 3 会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

布 谷 委 員 小 川 委 員

3 教育長報告

4 社会教育施設報告

- ① 公民館報告（資料 1）
- ② 総合図書館報告（資料 2）

5 委員報告

6 議 事

議案第 3 号 第 2 次寒川町教育振興基本計画【改定版】について

議案第 4 号 令和 8 年度重点施策について

議案第 5 号 令和 8 年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について

議案第 6 号 寒川町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

議案第 7 号 寒川町立中学校における部活動の活動指針の一部改正について

議案第 8 号 寒川町立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

7 そ の 他

8 協 議

- ① 令和 8 年度教育委員会会議・視察・調査研究会・研修会について（資料 3）
- ② 寒川町学校給食費の管理に関する規則について（資料 4）

9 閉 会

令和7年度 公民館事業実績 (2月分)

★印は新規事業

資料 No. 1

施設名	講座名	年代	日時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結 果 ・ 評 価
					男	女	男	女			
センター	星空観察会	青少年期	2月1日(日) 9:00 ～ 14:00	60	20	30	15	22	37	62%	大人から子どもまで楽しめるイベントで、アンケート結果も良かった。単なる動画や写真ではなく、天体望遠鏡で生の土星や木星、星座が観察できるのはとても貴重な体験になる。講師も子どもたちの素朴な疑問に一つ一つ回答してくれて、参加者の満足度は高かった。
	★親子模型教室	青少年期	2月7日(土) 10:00 ～ 11:30	30	12	13	8	9	17	57%	ガンダムのプラモデル作りに小学生親子が取り組んだ。上手に作るためのポイントについて説明があり、最後に撮影会も行った。接着剤不要で簡単に組み立てられるキットを用意したが、部品が小さく数も多かったため、時間内に完成できない親子もいた。
	おもちゃから考える人権	成人期	2月8日(日) 13:30 ～ 15:00	30	3	14	2	5	7	23%	東京おもちゃ美術館から講師を招き実施した。おもちゃに直接触れることを前面にPRしたところ、町LINEの効果もあり17人の申し込みがあった。おもちゃの持つ魅力、可能性を再発見できる内容であったが、降雪のため当日キャンセルが相次いだのが悔やまれる。
	ホールでグランドピアノを弾こう！	成人期	2月8日(日) 10:00 ～ 18:00	6枠	1	10	1	10	11	100%	ピアノの利用を通じて、町民センターを知ってもらうことや、施設に親しみや関心を持ってもらうことにつなげたい。小学生に参加してもらえることも大きなメリットとなる。利用者からの評判も良く、継続を希望する声が多いことから来年度も年2回開催で調整する。
			2月9日(月) 10:00 ～ 18:00	6枠	0	2	0	2	2	50%	
			2月10日(火) 10:00 ～ 16:50	5枠	1	4	1	4	5	40%	
	寒川科学クラブ⑥ 「生命の星・地球博物館」見学	青少年期	2月14日(土) 9:00 ～ 14:00	15	6	1	6	1	7	47%	博物館の職員から見所等について20分ほどのガイダンスがあり効果的だった。どの展示物を、どういう視点で見れば良いのか理解でき、参加者の興味も高まったと感じた。90分ほどの見学時間であったが、館内の要所を見て回れたので満足できたと思う。
	★寺活道フォーラム2026	成人期	2月14日(土) 13:00 ～ 15:00	30	14	21	14	19	33	110%	後半の座談会では、現職住職と新聞記者を交えて、心の安らぐ場所としての寺の活用方法について掘り下げた。住職夫妻の話は説得力があり、多くの参加者が共感を得ていた。全ての寺が同様の活動をしている訳ではないが、身近に相談できる寺があることを知った。
	シニア男性体操教室	高齢期	2月17日(火) 13:30 ～ 15:30	15	8		7		7	47%	70代が3人、80代が1人、無回答3人で、全員が自分のペースで取り組んでいた。参加者の動きを見て、前回よりも負荷がかかる内容とした結果、前回よりも良かった、これだけ身体を動かせると大変ありがたいとの肯定的な意見とともに、少し若い人向きかもとの意見もあった。

	園芸講座・知識編	成人期	2月21日(土) 13:30 ～ 15:30	30	9	26	7	26	33	110%	小さな庭づくりのヒントと、庭のある暮らしの楽しみ方を学んだ。寒川のガーデン環境、最近の庭園事情、植木の維持管理のコツ、具体的な困りごとの解決策などについて触れられ、分かりやすい内容だった。講師自身が参画する2027横浜花博についても紹介があった。
	宝くじ文化公演 「小野リサ・コンサート」	成人期	2月22日(日) 15:30 ～ 17:30	772	280	492	278	485	763	99%	宝くじ文化公演事業の助成制度を活用して実施した。チケットは1カ月前に完売し、来場者を十分に満足させるコンサートであった。招聘するアーティスト選考に関して共催地の南足柄市と協議した際に、小野リサさんで収まったことが成功点であったと考える。
	にこにこ学習会	青少年期	2月2日(月) 16:00 ～ 18:00	30	2		2	8	10	33%	小学5年生から中学3年生を対象とした、ボランティア講師の指導による学習会
			2月9日(月) 16:00 ～ 18:00	30			1	7	8	27%	
			2月17日(火) 16:00 ～ 18:00	30			2	8	10	33%	
			2月24日(火) 16:00 ～ 18:00	30			1	11	12	40%	

施設名	講 座 名	年代	日 時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結 果 ・ 評 価
					男	女	男	女			
北部	おはなし図書館	幼児期	2月7日(土) 10:30 ～ 11:00	5			0	1	1	20%	読み聞かせボランティアによる定期開催事業
	メンズクッキング教室	成人期	2月15日(日) 10:00 ～ 13:00	12	12	0	12	0	12	100%	中国家庭料理に挑戦した。講師の実演後に調理に進み、多少の不手際はあったが、全員楽しそうに取り組んでいた。完成後に実食し、自分の作品を味わっていた。家で作ってみます、とても充実した時間でした、大変美味しかった、今後もやってほしいなどの意見があった。
	そば打ち教室	成人期	2月25日(水) 10:00 ～ 13:00	12	5	7	5	7	12	100%	最初は四苦八苦していたが、慣れるにつれて作業を楽しんでいる様子が見られた。丁寧な指導のおかげで、立派なそばが完成した。作品は各自持ち帰り、最後に講師の作ったそばを試食した。説明が分かりやすかった、楽しく満足、また参加したいなどの意見があった。
	集会室開放事業 (卓球・バドミントン)	青少年期	2月 利用のない時間帯				10	23	33	--	利用のない時間帯、青少年を対象に集会室を開放
	親子サロン	幼児期	2月 9:00 ～ 12:00				0	0	0	--	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
	学習コーナー	全年代	2月 9:00 ～ 17:00				0	0	0	--	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

施設名	講 座 名	年代	日 時	募集 人数	申込人数		参加人数		延べ 人数	参加率	結 果 ・ 評 価
					男	女	男	女			
南部	親子でクラフト教室⑩	幼児期	2月2日(月) 10:00 ～ 10:30	12	6	10	6	10	16	133%	鬼の顔を台紙に貼って節分の飾り物を作り、豆まきも行った。子どもたちは小さな手で鬼退治の豆を紙を丸めて作り、鬼の面をつけて「鬼は外、福は内」と元氣よく叫んでいた。
	おはなし広場幼児	乳幼児期	2月2日(月) 10:30 ～ 11:00		6	10	6	10	16	--	読み聞かせボランティアによる事業
	普通救命講習会	成人期	2月15日(日) 10:00 ～ 12:00	15	8	12	5	9	14	93%	十代の参加者もあり、熱心に講義に耳を傾けていた。講師は応急処置の実践を交えながら、重要性を丁寧に分かりやすく説明していた。AEDは種類別の使用方法についての紹介もあり、いざという時の不安を和らげることに繋がると感じた。
	子ども樹脂粘土教室	青少年期	2月22日(日) 10:00 ～ 11:30	10	2	13	1	9	10	100%	今回のテーマは水族館。水族館にみたてた板の上に、魚や貝殻など海の生き物を貼りつけていった。自分なりに海の生き物を思い浮かべるようにとの話が講師からあり、参加者たちは個性豊かな水族館を作り上げていた。
	おはなし広場小学生	乳幼児期	2月22日(日) 11:30 ～ 12:00				1	3	4	--	読み聞かせボランティアによる事業
	南部サロン (生涯学習推進員事業)	成人期	2月9日(月) 10:00 ～ 12:00				5	14	19	--	体操、歌、ハンドベル、ウクレレ等を体験
			2月23日(月) 10:00 ～ 12:00				5	21	26	--	体操、歌、ハンドベル、ウクレレ等を体験
	集会室開放事業(バドミントン)	青少年期	2月 13:00 ～ 17:00				21	70	91	--	毎週火曜日午後、青少年を対象に集会室を開放
	敬老室開放事業(囲碁・将棋)	高齢期	2月 13:00 ～ 17:00				119	0	119	--	毎日午後、高齢者を対象に敬老室・機能回復室を開放
	南部ほっとオアシス	幼児期	2月 9:00 ～ 12:00				2	1	3	--	毎日午前、未就園児とその保護者に敬老室を開放
	学習コーナー	全年代	2月 9:00 ～ 17:00				9	13	22	--	毎日午前午後、全世代を対象にロビーの一部を開放

令和8年度公民館事業予定（4月）

○町民センター

◆メダカの飼育講座

日 時：4月11日（土）午前10時～11時30分

対 象：町内在住・在勤者 15名

内 容：メダカの飼育方法や生態を学ぶ

講 師：宮下 洋（メダカ愛好家）

参加費：1,000円（資料、メダカ代）

◆盆栽展示会 ★新規事業

日 時：4月25日（土）、26日（日）午前9時～午後4時（26日は午後3時まで）

対 象：町盆栽会による作品展示会

◆健康ウォーキング

日 時：4月28日（火）午前9時～正午

対 象：町内在住・在勤者 15名

講 師：関東ふれあいの道に選ばれた秦野から鶴巻温泉（弘法山周辺）を歩く

講 師：唐沢純平（生涯学習推進員）

○北部公民館

◆おはなし図書館

日 時：4月4日（土）午前10時30分～11時

対 象：町内在住の幼児～小学校低学年（親子での参加可）

内 容：絵本や紙芝居の読み聞かせ

◆春の鎌倉ハイキング

日 時：4月7日（火）午前8時50分～午後3時

対 象：町内在住・在勤者 12名

講 師：鎌倉ガイド協会

参加費：交通費・昼食代は各自負担

◆和菓子作り教室

日 時：4月11日（土）午後1時30分～3時

対 象：町内在住の小学生以上（小学生は親子で参加） 12名

内 容：和菓子職人の指導による上生菓子作り

講 師：黒田和比古（吉祥庵）

参加費：2,000円（材料費）

◆春の寄せ植え教室

日 時：4月18日（土）午前10時～11時30分

対 象：町内在住の小学生以上（小学生は親子で参加）12名

講 師：金子能久（信花園）

参加費：1,500円（材料費）

○南部公民館

◆親子ふれあい教室 ★新規事業

日 時：4月6日（月）午前10時～11時

対 象：町内在住の幼児と保護者 6組

内 容：ピクニックのお弁当作りと読み聞かせ

講 師：公民館職員

参加費：100円（材料費）

◆ピックルボール講習会 ★新規事業

日 時：4月19日（日）午前10時～正午

対 象：町内在住の中学生以上 10名

講 師：内富俊博（日本ピックルボール協会公認インストラクター）

参加費：100円（参加費）

◆中国料理教室

日 時：4月28日（火）午前10時～午後1時

対 象：町内在住・在勤者 12名

内 容：豚まん、中華がゆ、中華漬物作り

講 師：呂 政芳

参加費：800円（材料費）

図書館月報

No. 302 R8(2026). 3. 13

寒川総合図書館

教育委員会定例会

◎令和7年度図書館利用状況・2月（2026.2.1～2026.2.28）

日	曜	来館者数(人)				貸出点数(点)				行事等
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
1	日	22	23	790	835	15	27	1,437	1,479	おひざにだっこのおはなし会
3	火	16	40	594	650	19	36	783	838	
4	水	15	28	518	561	7	44	761	812	
5	木	13	31	579	623	20	42	645	707	出張わらべうた(子育て支援センター共催)
6	金	22	24	517	563	6	25	699	730	
7	土	17	32	583	632	2	13	1,134	1,149	
8	日	38	43	276	357	34	22	486	542	土曜日おはなし会/読み聞かせ講座(初級編)
10	火	25	28	659	712	26	29	952	1,007	
11	水	17	24	542	583	10	25	828	863	
12	木	17	38	537	592	15	17	807	839	図書館のぬいぐるみおとまり会
13	金	18	25	566	609	5	15	617	637	
14	土	26	18	655	699	10	23	1,203	1,236	
15	日	16	27	761	804	19	35	1,214	1,268	土曜日おはなし会/図書館のぬいぐるみおとまり会
17	火	12	29	724	765	14	27	631	672	
18	水	21	31	527	579	20	30	666	716	
19	木	20	17	495	532	11	14	671	696	月にいちどのお赤ちゃんタイム
20	金	15	40	494	549	14	25	578	617	
21	土	24	25	632	681	14	7	1,003	1,024	
22	日	19	37	648	704	17	22	953	992	公開医学講座
23	月	16	21	562	599	20	26	662	708	
24	火	28	36	450	514	22	10	626	658	
25	水	16	21	313	350	4	5	401	410	土曜日おはなし会/大人の朗読会
26	木	23	25	512	560	8	29	735	772	
27	金	27	16	479	522	17	8	649	674	
28	土	14	19	594	627	6	16	1,017	1,039	漫画プロ体験イベント
25	日開館※	497	698	14,007	15,202	355	572	20,158	21,085	
	一日平均	20	28	560	-	14	23	806	-	
昨年同月比		- 71	+ 76	- 330	- 325	- 104	+ 67	- 753	- 790	(町人口48,220人 2026.2.1)

※ 分室は 25 日開室

◎令和7年度利用状況（2025.4.1～2026.2.28）

月	開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				総合図書館 貸出点数(一日平均)(点)	備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計		
4	26	594	674	13,318	14,586	403	484	21,495	22,382	827	
5	28	533	829	14,381	15,743	407	443	22,059	22,909	788	
6	20	515	610	7,834	8,959	390	407	19,305	20,102	965	
7	28	694	799	15,762	17,255	420	432	21,947	22,799	784	
8	28	593	805	17,383	18,781	478	597	24,657	25,732	881	
9	26	535	727	14,484	15,746	434	510	20,346	21,290	783	
10	28	519	722	14,352	15,593	479	417	20,743	21,639	741	
11	15	564	739	9,704	11,007	442	528	13,820	14,790	921	
12	24	532	628	13,107	14,267	448	436	19,274	20,158	803	
1	25	494	766	14,014	15,274	329	476	19,698	20,503	788	
2	25	497	698	14,007	15,202	355	573	20,158	21,086	806	
計	273	6,070	7,997	148,346	162,413	4,585	5,303	223,502	233,390	11 ヵ月分	
	一日平均	21	28	543	-	16	18	819	-		

※分室は 289 日開室

◎年度別の利用状況（2014.4.1～2026.2.28）

	総合図 開館日	来館者数(人)				貸出点数(点)				備考
		北部	南部	総合	合計	北部	南部	総合	合計	
2018	310	10,852	15,448	290,165	316,465	5,604	8,840	336,432	350,876	
年度	一日平均	35	49	936	-	18	28	1,085	-	
2019	288	9,889	13,398	289,245	312,532	5,504	8,112	305,597	319,213	
年度	一日平均	34	46	1,004	-	19	28	1,061	-	
2020	246	6,173	8,276	182,904	197,353	3,305	5,565	237,984	246,854	
年度	一日平均	25	34	744	-	13	23	967	-	
2021	308	7,906	10,594	220,907	239,407	5,043	7,064	312,732	324,839	
年度	一日平均	25	34	717	-	16	23	1,015	-	
2022	306	7,817	10,247	211,858	229,922	3,894	6,505	277,814	288,213	
年度	一日平均	25	33	692	-	13	21	908	-	
2023	292	7,076	9,790	186,451	203,317	4,238	6,036	260,533	270,807	
年度	一日平均	24	33	639	-	14	20	892	-	
2024	311	6,158	7,918	156,992	171,068	3,924	5,451	241,682	251,057	
年度	一日平均	21	27	551	-	14	19	848	-	
2025	273	6,070	7,997	148,346	162,413	4,585	5,303	223,502	212,304	
年度	一日平均	21	28	543	-	16	18	819	-	
開館	5,856	140,404	157,394	5,144,739	5,442,537	82,753	96,776	7,073,422	7,252,951	
累計	一日平均	35	39	879	-	21	24	1,208	-	

総合図書館の来館者数・貸出点数は開館(2006年11月3日)から集計。

分室の来館者数・貸出点数はサテライト化後の2012年10月1日から集計。

＝令和7年度総合図書館事業実績（2月）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

（1）展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数 貸出冊数	目的・総評
企画 展示室	GREEN GREEN	1/4(日)～ 3/15(日)	－	150	ガーデニングの本だけでなく、絵手紙や手芸、自然に関するDVDなど幅広いジャンルの資料を提供することで植物に親しみきっかけを作り、貸出促進を図る。女性の利用者が多く閲覧している姿を見かけ、実用的な本の貸出が多い。
				3月終了	
YA	マンガの可能性 (POP'nだ～なくん24号コラボ展示)	12/5(金)～ 26/2/24(火)	－	204	マンガだけでなく、描き方の資料やマンガで学ぶ歴史や文学などを展示する。身近なマンガを特集することで、中高校生の興味を引き読書推進を図る。読み物だけでなく漫画と図解で説明された資料も多く貸出された。
				553	
	読んで知る！解いて楽しい理数系	2/28(土)～ 5/7(木)	○	164	理数系に苦手意識をもつ中学生や高校生向けに、専門書だけでなく小説や児童書などの資料を展示し苦手意識を軽減するきっかけを作る。手に取りやすくして貸出増を目指す。YA世代の利用もあり貸出が伸びている。
				5月終了	
絵本 小規模企画	おかしの絵本	1/31(土)～ 2/20(金)	－	208	バレンタインデーに合わせて甘いお菓子をテーマにした絵本を展示し、イベントや季節を感じてもらう。チョコレートのえほんなど多くの利用があり、繰り返し借りていく親子の姿もあった。
				296	
	雑誌絵本 こどものとも0. 1. 2.	2/21(土)～ 3/6(金)	○	92	薄くて背表紙が見えづらい子ども雑誌を面見せして展示することで、興味をひき貸出につなげる。子ども雑誌の周知を図る。何冊も家族で借りていく利用者もあり、閉架書庫から追加の資料を出すなどして対応している。
				3月終了	
CD	声楽	1/21(水)～ 4/8(水)	－	29	独唱、合唱、オペラなど人の声をメインとする音楽を集めて展示する。器楽とは異なる魅力をアピールし関心を惹き貸出増を目指す。コーラス曲など親子が借りていく姿が見られ、展示コーナーの認知度も上がり利用が増えている。
				4月終了	
複合	薄くて目立たない本	2/5(木)～ 3/31(火)	○	122	ページ数が少なく書架にあっても目立たないことで利用者の目に留まることが少ない本を展示する。科学・文学・生活などジャンルごとに展示し利用者の興味をひき貸出促進を図る。表紙を見せることで貸出に繋がっている。
				3月終了	
児童展示 ①	おうちで遊ぼう	11/25(火)～ 26/2/4(水)	－	70	折り紙や工作、家族や友達と家の中で遊べるゲームの本など「おうち時間」を楽しむ本を展示することで、冬休みなどの過ごし方の提案をし貸出促進を図る。ボードゲームの本をはじめ貸出が伸び、資料の追加を行った。
				197	
	テレビ・映画で見たことあるかも？	2/12(木)～ 4/19(日)	○	32	過去に映像化された作品の原作を展示することで、映像作品に興味を持つ児童の興味をひき原作本の読書推進を図る。おしりたんていなど人気のものから貸出されている。
				4月終了	
児童展示 ②	紙しばい展示 冬と春の紙しばい	1/21(水)～ 4/15(水)	－	26	冬と春がテーマの紙しばいを季節に合わせて入れ替えて展示する。季節感を感じ貸出促進につなげる。表紙見せ効果で貸出が多く、資料の追加を行っている。
				4月終了	
その他	図書館スタッフ推し本	2/1(日)～ 2/28(土)	○	5	毎月2名のスタッフが担当し、中高校生向けに選んだ推し本を2～3冊ずつPOPと共に展示する。学習席利用のYA世代の利用促進を図る。認知度が上がり、学習席を利用する層が興味を示して手に取る姿が見られる。
				7	
	文書館職員おすすめ本展示 (寒川文書館共催)	12/2(火)～ 26/2/1(日)	－	43	文書館職員が選書した資料を展示し、文書館への興味をひき足をはこぶきっかけづくりを目指す。テーマは「新選組を知る」「梶原景時と鎌倉幕府を知る」のふたつ。どちらのテーマも展示開始から順調に貸出されていた。
				67	
	『好き』からはじめる学び	1/17(土)～ 3/31(火)	－	78	語学や趣味の入門書など新しい分野に挑戦したい気持ちを刺激するような資料を展示し、新たな学びや趣味と出会うきっかけを提供し貸出促進を目指す。幅広い年代の利用で貸出が伸びている。「素晴らしい展示だ」との声もいただいた。
				3月終了	
	地震に備えよう！ ～1人1人ができること～	2/3(火)～ 3/15(日)	○	31	地震が来ても慌てることがないように自分たちでできる防災関連の資料を展示し、興味を持って防災意識の向上を目指す。3/8の町民安全課共催の講座の周知も併せて行う。幅広い年代の利用があり、貸出が伸びている。
				3月終了	

（2）おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会	2/1(日) 11:00～11:20	1階 おはなしの へや	4組(子ども6名、おとな4名)計10名 絵本「ごろんご ゆきだるま」など8点
	2/25(水) 11:00～11:20		5組(子ども5名、おとな6名)計11名 絵本「はんぶんこ」など8点

土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	2/7(土) 11:00～11:20	1階 児童コーナー	子ども6名、おとな5名、計11名 絵本「おふとんかけたら」など5点
	2/14(土) 11:00～11:20		子ども4名、おとな3名、計7名 絵本「チューせんせいはおいしゃさん」など4点
	2/21(土) 11:00～11:20		子ども12名、おとな5名、計17名 大型絵本「おべんとうバスのかくれんぼ」など4点
	2/28(土) 11:00～11:20		子ども8名、おとな6名、計14名 絵本「ねこライオン」など4点
月にいちどの赤ちゃんタイム	2/18(水) 11:00～12:00	1階 おはなしの へや	4組(子ども4名、おとな4名)計8名 参加者から希望があり、紙芝居の読み聞かせを実施。他の参加者も一緒に楽しんでくれた。心理学の本の配架場所を質問された。子育て関連書籍だけではなく用意する本の範囲を広げることも検討したい。

(3) その他 イベント・講座

出張わらべうた (子育て支援センター共催)	2/5(木) 13:30～14:00	図書館スタッフが子育て支援センターに出向き、赤ちゃん向けのわらべうたや手遊びを行い、図書館の利用案内や絵本選びの相談等も行った。スカーフ遊びに人気があり、とても楽しんでた。終了後、来年度の開催について子育て支援センターと打ち合わせを行った。参加者:4組(子ども4名、おとな4名)
読み聞かせ講座(初級編)	2/7(土) 14:00～16:00	講師を迎え、初心者向けの読み聞かせ講座を行った。講座終了後、希望者には寒川総合図書館のおはなし会ボランティアについて説明を行った。書画カメラを使用しての講座は分かりやすいと好評だった。参加者:20名(現役ボランティア含む)
図書館のぬいぐるみおとまり会	2/13(金) 16:30～17:00 2/14(土) 10:00～12:00	ぬいぐるみと一緒におはなし会に参加し、その後ぬいぐるみは図書館でお預かりする。翌日の引き取り時に記念のアルバムとぬいぐるみが選んだ設定のえほんを1冊貸出した。参加者の弟妹の参加希望があった為、おはなし会のみ参加してもらった。受取の際にはぬいぐるみが選んだえほんを喜んで借りていった。参加者:8組(子ども10名、おとな9名)
公開医学講座	2/20(金) 13:00～14:00	湘南鎌倉総合病院のオンライン(ZOOM)医学講座を視聴した。専門家による医学講座を開催することで、来館のきっかけづくりと関連資料の貸出推進を目指す。テーマ『自宅で出来る効果的な筋力トレーニング』(講師:湘南鎌倉総合病院リハビリテーション部主任 南條恵悟氏) テーマから実技を想像して参加した人が多く、座学のみだった為ことを残念がる声があった。参加者:10名。関連資料貸出:3点。
大人の朗読会	2/21(土) 14:00～15:30	『猫』をテーマに大人向けの朗読や朗読劇を行った。読み手にはボランティアも参加した。猫が好きな人も多く参加し朗読を楽しんでいた。関連資料を熱心に見る人も多く、貸出があった(3点)。参加者:19名
漫画プロ体験イベント	2/23(月・祝) 14:00～15:00	講師を招き初心者向けの漫画体験講座を開催した。小学高学年から中学生を対象に、スクリーントーンを貼るなど紙とペンを使った作画を体験。墨汁を使うイベントということもあり対象年齢を限定して募集したが、定員を超える申し込みがあり、参加者は初心者から経験者までとても熱心に取り組んでいた。参加者:15名。関連資料の貸出:5点。
おはなし会ボランティア全体会	2/27(金) 14:00～16:00	次年度の登録更新や今年度の活動についての振り返りと情報共有の他、新しい登録希望者にも参加してもらい、ボランティア活動の説明と読み聞かせの基本ルールの説明等を行った。新たにボランティア1名の登録があった。今年度の振り返りでは活発な意見交換ができた。参加者:12名
どくしょメダル 3学期	1/8(木)～ 3/24(火)	期間中に設定された冊数の貸出をすると、冊数に応じて金・銀・銅メダルがマイページ上に自動で表示される子ども向けサービス。子どもの読書推進と貸出促進を目指す。(10冊で銅、30冊で銀、50冊で金メダル) 館内ポスターなどで周知を行い参加者増を目指す。

十進王国クイズラリー

期間:2月1日(日)～2月28日(土)
2月の問題(9類) 参加者:18名 「探偵がでてくる物語はどのキャラクターの本棚にあるかな？」

図書館俳句ポスト投句状況

	お題	応募数(句)	状 況
12月	枯草	26	1名で入選1句。(「現代俳句」3月号に掲載) 入選句:『ひめむかしよもぎ枯れ果て仁王立ち』加藤西葱
1月	悴む(かじかむ)	30	
2月	露の臺(ふきのとう)	35	投句者:11名

読書通帳配付状況

期間:2月1日(日)～2月28日(土)
大人用8冊、子ども10冊 合計18冊を配付。

3. 図書館資料管理

督促状況

	延滞日数	督促対象	実施日	状 況
予約督促	3日以上	予約1件以上	毎週木曜・日曜	電話:24名(27冊)メール:93名(145冊)
第一次督促	30日	2026/1/1～1/31	2/25	ハガキ:11名(33冊)、メール:16名(54冊)
長期電話督促	60日	2025/12/1～12/31	2/25	電話:6名(21冊)
第二次督促	90日	2025/11/1～11/30	2/25	ハガキ:3名(6冊)
第三次督促	180日	2025/8/1～8/31	2/25	なし

Ⅱ. 分室

(1) 展示

区分	展示名	期間	当月 開始	展示冊数 貸出冊数	目的・総評
南部	FLOWER	1/25(日)～ 4/12(日)	-	77	花について「育てる、飾る、つくる、描く、調べる」など幅広い分野の資料を展示し利用者の興味を引いて貸出に繋げる。2階から階段を降りる利用者から見えるようで展示の閲覧に来る利用者が増えた。
				4月終了	
	南部朝読おすすめの本	10/4(土)～ 26/3/31(火)	-	15	小学校で行っている10分間朝読書向きに、短いおはなしの本を展示し、小学生の読書推進を目指す。短い時間で読める読み物が貸し出されている。
				3月終了	
北部	どこ行く？	1/25(日)～ 4/12(日)	-	71	音楽・映画・美術・博物館などの芸術や文化遺産などを紹介する資料を展示し、普段南部分室にない資料を展示することで貸出促進を図る。展示コーナーを楽しみにしている利用者がある。
				4月終了	
	北部朝読おすすめの本	10/4(土)～ 26/3/31(火)	-	15	小学校で行っている10分間朝読書向きに、短いおはなしの本を展示し、小学生の読書推進を目指す。科学系の読み物などの貸出がある。
				3月終了	

＝令和7年度総合図書館事業実績／予定（3月～）＝

I. 寒川総合図書館

1. 図書館行事

(1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	目的・内容
企画 展示室	GREEN GREEN	1/4(日)～ 3/15(日)		○	冬から春に向けて、草花や野菜などのみどりに関する資料を展示する。ガーデニングの本だけでなく、絵手紙や手芸、自然に関するDVDなど幅広いジャンルの資料を提供することで植物に親しむきっかけを作り、貸出促進を図る。
YA	読んで知る！解いて楽しい理数系	2/28(土)～ 5/7(木)		○	理数系に苦手意識をもつ中学生や高校生向けに、専門書だけでなく小説や児童書などの資料を展示し苦手意識を軽減するきっかけを作る。手に取りやすくして貸出増を目指す。
絵本 小規模 企画	雑誌絵本 こどものとも0. 1. 2.	2/21(土)～ 3/6(金)		○	薄くて背表紙が見えづらい子ども雑誌を面見せして展示することで、興味をひき貸出につなげる。子ども雑誌の周知を図る。
	子どもと未来をみつめて かこさとし生誕100年	3/7(土)～ 4/3(金)	○		絵本作家かこさとしさんの生誕100年に合わせ、かこさとしさんの作品を展示することでロングセラーのえほんをはじめとする多彩な作品の貸出促進を図る。
CD	声楽	1/21(水)～ 4/8(水)		○	独唱、合唱、オペラなど人の声をメインとする音楽を集めて展示する。器楽とは異なる魅力をアピールし関心を惹き貸出増を目指す。
複合展示	薄くて目立たない本	2/5(木)～ 3/31(火)		○	ページ数が少なく書架にあっても目立たないことで利用者の目に留まることが少ない本を展示する。科学・文学・生活などジャンルごとに展示し利用者の興味をひき貸出促進を図る。
児童展示 ①	テレビ・映画で見たことあるかも？	2/12(木)～ 4/19(日)		○	過去に映像化された作品の原作を展示することで、映像作品に興味を持つ児童の興味をひき原作本の読書推進を図る。
児童展示 ②	紙しばい展示 冬と春の紙しばい	1/21(水)～ 4/15(水)		○	冬と春がテーマの紙しばいを季節に合わせて入れ替えて展示する。季節感を感じ貸出促進につなげる。
その他	図書館スタッフ推し本	3/1(日)～ 3/31(火)	○		毎月2名のスタッフが担当し、中高校生向けに選んだ自分の推し本を2～3冊ずつPOPと共に展示する。学習席利用のYA世代の利用促進を図る。
	『好き』からはじめる学び	1/17(土)～ 3/31(火)	○		語学や趣味の入門書など新しい分野に挑戦したい気持ちを刺激するような資料を展示し、新たな学びや趣味と出会うきっかけを提供し貸出促進を目指す。
	地震に備えよう！ ～1人1人ができること～	2/3(火)～ 3/15(日)	○		地震が来ても慌てることがないように自分たちでできる防災関連の資料を展示し、興味を持って防災意識の向上を目指す。3/8の町民安全課共催の講座の周知も併せて行う。
	お金について知ろう ～グローバル・マネー・ウィーク2026～	3/1(日)～ 3/31(火)	○		J-FLEC(金融経済教育推進機構)が行う『グローバル・マネー・ウィーク2026』に合わせ、中高校生に向けてお金に関する展示を行うことで、興味を持ってもらい貸出と読書推進を図る。同機構提供の「うんこお金ドリル」や18歳以上向けの契約やお金に関するパンフレットを配布する。
	たまには映画を (POP'nだ～なくん25号コラボ展示)	3/5(木)～ 5/6(水)	○		映画、映像に関する資料や原作本。館内所蔵のDVDから原作本があるものを併せて展示する。YA世代だけでなく幅広い年代にも見てもらい貸出につなげる。

(2) おはなし会

名称	実施日	場所	参加人数、内容
おひざにだっこのおはなし会 (0才から2才の赤ちゃん向け)	3/1(日) 11:00～11:20	1階 おはなしの へや	当日受付 先着8組 絵本の読み聞かせと、わらべうたや手遊び
	3/25(水) 11:00～11:20		
土曜日おはなし会 (幼児、小学生向け)	3/7(土) 11:00～11:20	1階児童 コーナー	当日自由参加(立ち見可能) 絵本、紙芝居の読み聞かせ
	3/14(土) 11:00～11:20		
	3/21(土) 11:00～11:20		
	3/28(土) 11:00～11:20		
月にいちどの赤ちゃんタイム	3/18(水) 11:00～12:00	1階 おはなしの へや	赤ちゃんと一緒にゆっくりと絵本を楽しむ時間を持てるように、おはなしのへやにマットを敷いて自由に読んでもらう。希望があれば個別に読み聞かせや絵本選びの相談を受ける。気軽に来館する時間を設けることで更なる利用促進を図る。

(3) その他 イベント・講座

図書館映画会	3/8(日) 10:00～11:40	おとな向け映画会。上映作品『リトル・ガール』(2020年フランス映画)第33回ヨーロッパ映画祭音響賞受賞作品。募集:高校生以上20名
防災講座 地震に備えよう～私たちにできること～	3/8(日) 14:00～15:30	町民安全課の職員を講師に迎え、地震に特化した防災講座を行う。2階で開催中の展示に加え、会場にも関連資料を展示し貸出推進を行う。募集:中学生以上20名
回想サロン～昭和から平成の思い出を語り合おう～ (寒川文書館共催)	3/12(木) 14:00～15:30	「よみうり回想サロン」のDVDを活用した認知症予防の講座を開催し、図書館の利用促進と高齢利用者同士の交流の場を提供する。寒川文書館所蔵の寒川町の写真も紹介し、クイズに答えたり思い出を話し合ってもらう。募集:65歳以上10名。
ジュニア司書活動 (4～7期生)	3/15(日) 10:00～11:30	ジュニア司書会議。1年間の活動を振り返り、活動の様子をまとめた『さむかわジュニア司書新聞』を作成する。また、来年度の活動について意見交換を行う。参加予定:6名
子ども映画会	3/22(日) 10:00～11:40	春休みに合わせ子ども向け映画会を行う。来館のきっかけとし利用促進を図る。上映作品『ゴミおぼけがやってきた』(2020年ドイツ映画)3Dアニメ映画。

Ⅱ. 分室 (1) 展示

区分	展示名	期間	新規	継続	目的・内容
南部	FLOWER	1/25(日)～ 4/12(日)		○	花について「育てる、飾る、つくる、描く、調べる」など幅広い分野の資料を展示し利用者の興味を引いて貸出に繋げる。
	南部朝読おすすめの本	10/4(土)～ 26/3/31(火)		○	小学校で行っている10分間朝読書向きに、短いおはなしの本を展示し、小学生の読書推進を目指す。
北部	どこ行く？	1/25(日)～ 4/12(日)		○	音楽・映画・美術・博物館などの芸術や文化遺産などを紹介する資料を展示し、普段南部分室にない資料を展示することで貸出促進を図る。
	北部朝読おすすめの本	10/4(土)～ 26/3/31(火)		○	小学校で行っている10分間朝読書向きに、短いおはなしの本を展示し、小学生の読書推進を目指す。

議案第 3 号

第 2 次寒川町教育振興基本計画【改定版】について

第 2 次寒川町教育振興基本計画【改定版】について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 19 日提出

寒川町教育委員会

教育長 花 山 尚 人

提案理由

教育基本法第 17 条第 2 項に基づく本町の教育振興のための施策に関する基本計画を定める必要があるため提案する。



第2次 寒川町教育振興基本計画 【改定版】案

寒川町教育委員会

目 次

はじめに	1
1. 第2次教育振興基本計画について	3
2. 基本計画	5
(1) 基本理念	7
(2) 基本目標【8年後のめざす姿】	8
(3) 基本方針【9つの柱】	9
(4) 計画体系	11
3. 後期実施計画	12
I 学校教育	12
II 社会教育	14
現状と課題	16
学校教育	16
社会教育	22
重点施策	23
主な施策	26
主な取組	32
資料編	
(1) 教育委員会の組織	35
(2) 教育関連法令等	37
ア 教育基本法	37
イ 国の教育振興基本計画の概要	40
(3) 寒川町立小・中学校の概要	43
(4) その他教育施設の概要	47

はじめに

寒川町は、古くから相模国一の宮、寒川神社の門前町として知られるとともに、東京から 50km 圏内の位置にあって、西に相模川が流れ、田園風景を残しながら、さがみ縦貫道路が走るなど、水とみどりに恵まれ、都市機能を整えた住みよいまちです。

寒川町教育委員会では、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、平成 24 (2012 年) 4 月に寒川町教育振興基本計画を策定し、平成 28 年 (2016 年) 7 月に寒川町教育振興基本計画 (改定版) を、令和 3 年 9 月に第 2 次寒川町教育振興基本計画を策定しました。「よく学び よく遊び よく生きる」を基本理念として掲げ、学校教育においては、知 (確かな学力)、徳 (豊かな心)、体 (健やかな体) の調和のとれた生きる力の育成をめざした教育を、社会教育においては、学びの成果を生かした豊かで活力ある地域社会を推進してきました。

今日、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展など、我々を取り巻く環境は大きく変化しており、さらに人生 100 年時代の到来や、超スマート社会 (Society 5.0) の実現に向けた技術革新の進展など、社会状況はますます変化することが予想されています。

こうした中、学校教育では、子どもたちの学びの場として、子どもたちの健康や基本的生活習慣の確立、身体的成長、そして協働的な活動を通じた内面的な成長、ひいては人格形成に大きく寄与していること、さらには日中の子どもの安全を確保する拠点として社会システムに大きな役割を担っていることを改めて認識させられたところです。また、社会教育については、図書館や公民館などの社会教育施設が地域の学習拠点であり、人々のつながりを育む場として、社会形成上、大きな意義があることを再認識しているところです。

また、コロナ禍を機に、急速に進んだデジタル化は、今後も社会のあらゆる面でさらに加速することが予想されます。令和 3 年に出席した中央教育審議会『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して (答申)』では、2020 年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」が掲げられており、子どもたちが身に付けるべき資質・能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施とともに、これからの学校教育を支える基盤的なツールとして、ICT の活用が必要不可欠であることが示されております。

このように急激に変化する社会情勢の中、寒川町教育委員会では、令和 7 年 4 月に「寒川町総合計画 2040 第 2 次実施計画」をはじめとする様々な計画及び施策等を、

より効率的かつ効果的に推し進めることができる組織づくりをめざして、町の組織の見直しを図りました。また、地方公共団体の長が地域の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として定める教育大綱が、令和7年3月に改定されました。

これらの動きを受けて、第2次寒川町教育振興基本計画前期実施計画の計画年度を、令和3年度から令和6年度の4年間を改め、令和7年度までの5年間に延伸し、組織の見直しにより教育委員会に新設された生涯学習課所管事業の追加と、同課が所管する寒川町生涯学習推進計画「寒川学びプラン」との一本化を図るため、令和7年度に第2次寒川町教育振興基本計画の改定と、後期実施計画の策定に向け、教育委員会事務局において検討を重ねてまいりました。

さらに、全庁会議、教育委員会定例会、総合教育会議を経て、パブリックコメントを実施し、再検討を重ね、長期的な展望に立ち、教育が進むべき方向と目標、これを達成する施策を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため、学校教育と社会教育を2本柱とした第2次寒川町教育振興基本計画を改定し、後期実施計画を策定いたしました。

令和8年 月

寒川町教育委員会

1 第2次教育振興基本計画について

(1) 計画の趣旨

平成18年（2006年）12月に教育基本法が改正され、同法第17条第2項において「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。これに基づき、寒川町教育委員会では、平成24年（2012年）4月に「寒川町教育振興基本計画」を策定しました。その後、平成28年（2016年）7月に「寒川町教育振興基本計画（改定版）」を策定し、「よく学び よく遊び よく生きる」ことを基本理念に掲げ、令和3年9月に学校教育と社会教育を2本柱とした「第2次寒川町教育振興基本計画」を策定し、効果的で効率的な教育行政の推進に努めてまいりました。

令和7年4月の組織の見直しにより、生涯学習や青少年教育が寒川町教育委員会の所管となったことから、寒川町生涯学習推進計画「寒川学びプラン」と「第2次寒川町教育振興基本計画」を一本化することとし、令和8年3月に「第2次寒川町教育振興基本計画（改定版）」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく、寒川町の教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けるものです。策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画」を参酌しつつ、「寒川町総合計画2040」「寒川町 教育大綱」との整合を図り、寒川町教育委員会の権限に属する事務についての方針を示します。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、令和10年度（2

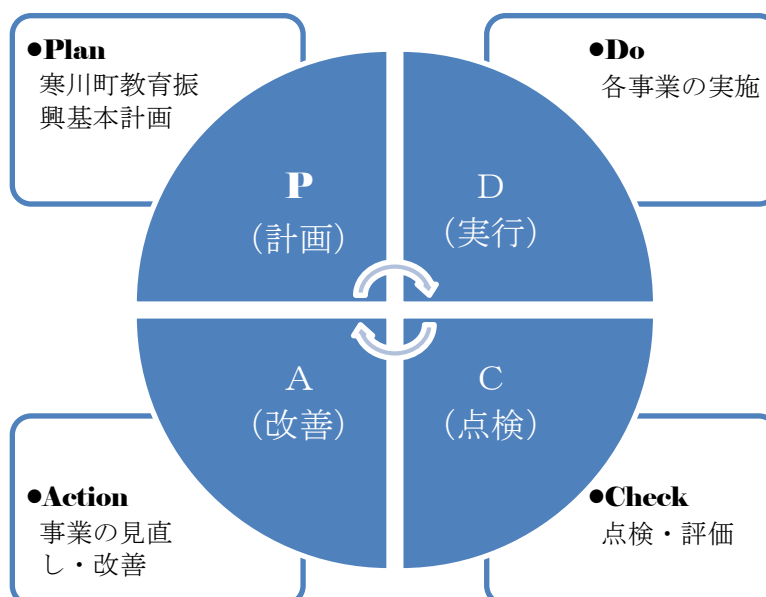
〇二八年度）を最終年度とする８年間とします。実施計画については、令和３年度（２０２１年度）から令和７年度（２０２５年度）までの５年間を前期、令和８年度（２０２６年度）から令和１０年度（２０２８年度）までの３年間を後期としています。

関連する計画の進行年度

年度		3	4	5	6	7	8	9	10
計画									
寒川町教育大綱		(改定前)				(改定後)			
寒川町 総合計画	基本計画	20年計画（～2040）							
	実施計画	第1次				第2次			
寒川 学びプラン	基本計画	4年計画 第2次				4年→1年 第3次	寒川町教育振興基本計画 と一本化		
	実施計画								
寒川町 教育振興 基本計画	基本計画	8年計画 第2次							
	実施計画	5年 前期					3年 後期		

（４）進行管理

本計画の進行管理にあたっては、PDCAサイクルに沿って行います。教育委員会が実施している事業について、毎年度、点検と評価をして、それに対する課題や方向性などの検討をします。また、外部評価を実施し、必要に応じて事業の見直しや改善を行います。



2 基本計画

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変奥深い言葉です。教育の目的は、人格の完成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己の学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てていく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもあることから、確かな知恵、しなやかな体を育てていきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協働体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

一方、大人の「学び」は、仕事であります。仕事の充実、生きがいそのものにつながり、自己を一層豊かにしていきます。一方、余暇の過ごし方の中で「遊び」は非常に大切なものです。「遊び」を通して、芸術やスポーツなどに親しみ、人間の幅を広げたいものです。

仕事を引退したシニアの世代においては、「学び」＝「遊び」となるのではないのでしょうか。「学び」が即「遊び」であるという張りのある生活を通して、人生をより充実したものにしていただきたいと思います。

「学び」と「遊び」の充実、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること（＝自立）と人と人のつながりを育むこと（＝共生）の双方

が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。

教育基本法には、家庭教育の役割として、保護者が子どもたちの教育について第一義的責任を有し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとされています。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭や、子どもの社会性や自立心、基本的生活習慣の育成などに課題を抱える家庭も増加するなど、家庭教育を行う上での課題も指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが一層求められていると言えます。このため、学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材など、地域の多様な主体が連携協力して、親子の育ちを応援することや、大人と子どもが触れ合いながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。このように、学校教育や社会教育として、家庭教育の自主性を尊重しつつ、こうした環境づくりを通じて、家庭の教育力の充実を支援していくことが必要です。

この「よく学び、よく遊び、よく生きる」の基本理念を踏まえ、学校教育と社会教育について基本目標を設定するとともに、この基本目標に沿って基本方針を設定し、寒川町教育委員会の基本計画を策定しました。

(1) 基本理念

よく学び

よく遊び

よく生きる

～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てること）と
共生（人と人のつながりを育むこと）をめざして～

学校教育

知（確かな学力）徳（豊かな心）体（健やかな体）
の調和のとれた生きる力を育む

家庭教育

心をこめて時間をかけて
子育てを通して自分も育つ

社会教育

学びの成果を生かした豊かで活力のある地域社会実現
のための支援をする

地 域

人づくり

『学び』と『遊び』
を通した人格の形
成

絆づくり

『学び』と『遊び』
を通した人と人の
つながり

まちづくり

『学び』と『遊び』
を通した住民の主
体的参画による地
域課題解決

『学び』と『遊び』を支援する学習機会、支援体制、施設設備の充実

(2) 基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

学校教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす子どもたちの姿として、不易（時代を超えてめざすべきこと）と流行（時代に応じてめざすべきこと）といった、二つの側面から基本目標を定めます。

【不易】 自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな体）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

社会教育においては、基本理念を実現するため、8年後のめざす町民の姿として、学びの成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりとつながることを目指し、基本目標を定めます。

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

(3) 基本方針【9つの柱】

学校教育【5つの柱】

学校教育においては、基本目標を実現するために、まず不易の側面から、「確かな学力を身につけた児童生徒の育成」「豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成」「心身共に健やかな児童生徒の育成」の3点とともに、流行の側面から、「外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成」「情報活用能力を身につけた児童生徒の育成」を加えた5つの実現に向けて取り組むことを基本方針とします。自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素を調和的・一体的に育み、「調和と協調」に基づくウェルビーイングを、教育活動全体を通じて向上するよう取り組んでいきます。

教育活動全体を通じたウェルビーイングの向上

不易（時代を超えてめざすべきこと）

①確かな学力を身につけた児童生徒の育成

将来どのような社会になっても自分の力で問題・課題を発見・解決していく力と学びへの意欲を高めます。

②豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

自他を尊重する心や物事に感動する心を育むとともに、規範意識や公共の精神を大切にすることを進めます。

③心身共に健やかな児童生徒の育成

生活習慣や運動の習慣、生活の中での心の整え方など、生きる上で基盤となる健やかな心と体づくりを進めます。

流行（時代に応じてめざすべきこと）

④外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

外国人指導者の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。

⑤情報活用能力を身につけた児童生徒の育成

情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、自ら課題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていく資質・能力を育みます。

- ◆個別の支援を必要とする子どもへの体制の整備
- ◆外国語教育の推進及び指導体制の充実
- ◆安全な学校施設・安心して学べる学校環境の整備
- ◆GIGA スクール構想の実現
- ◆教職員の資質向上に向けた研修・研究体制の構築
- ◆働き方改革による教職員の環境整備

社会教育【4つの柱】

社会教育においては、基本目標を実現するために、「社会の持続的発展のための学びの推進」、「多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援」、「地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施」、「多世代交流による青少年の健全育成機会の創出」の4点を基本方針とし、社会教育関係団体や町長部局など多様な主体と連携しながら、公民館、図書館、文化財学習センターなど地域の学びの場である社会教育施設を拠点に社会教育振興活動の充実に取り組みます。

⑥社会の持続的発展のための学びの推進

社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じて行動変容や自己実現を促し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組を行います。

⑦多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。子どもの健やかな成長を地域全体で支えるため、多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあう機会の充実に図ります。

⑧地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。地域の伝統や文化財を通じ、郷土への愛着を育み、後世へ継承するために、保存、研究、普及、啓発活動を進めます。

⑨多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

地域活動や様々な体験の場において多世代交流を促し、相互に学びあい、青少年の社会性や自主性を育みます。

◆多様な主体との連携及び支援

◆地域文化振興

◆図書館活動の充実

◆文化財学習センターの活用

◆公民館活動の充実

◆多世代交流の推進

(4) 計画体系

基本理念

「よく学び」「よく遊び」「よく生きる」 ～自立と共生をめざして～

基本目標【8年後のめざす姿】

I 学校教育

【不易】知、徳、体の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

【流行】情報技術の急速な進展に対応し、多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

II 社会教育

町民が地域で学び、その成果がひとづくり、つながりづくり、まちづくりに生かされている

後期実施計画

基本方針	
重点施策6（☆）・主な施策23	主な取組24
I 学校教育	
1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成	
⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着	5 教職員の資質向上事業
⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実	4 少人数教育推進事業
⑨ 小・中学校・高学年における教科担任制の推進	3 教育活動充実事業
⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用	5 教職員の資質向上事業（再掲）
⑪ 読書活動の推進	3 教育活動充実事業（再掲）
2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成	
⑫ 体験活動の充実	2 豊かな心・文化育成事業
⑬ 道徳教育の推進	2 豊かな心・文化育成事業（再掲）
	5 教職員の資質向上事業（再掲）
⑭ いじめ防止と人権教育の推進	7 教育相談事業
⑮ 不登校児童生徒への支援の充実	7 教育相談事業（再掲）
3 心身共に健やかな児童生徒の育成	
⑯ 体力の向上と食育の充実	2 豊かな心・文化育成事業（再掲）
4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成	
☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業	6 小・中学校グローバル教育推進事業
5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成	
☆ ① 小・中学校グローバル教育推進事業（再掲）	6 小・中学校グローバル教育推進事業（再掲）
各基本方針に関わるもの	
☆ ② 教職員の働き方改革推進事業	8 教職員の働き方改革推進事業
⑰ 地域との連携	5 教職員の資質向上事業（再掲）
⑱ 支援教育の推進	1 特別支援教育推進事業
	7 教育相談事業（再掲）
⑲ 教職員の指導力と学校力の向上	5 教職員の資質向上事業（再掲）
⑳ 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備	2 豊かな心・文化育成事業（再掲）
	3 教育活動充実事業（再掲）
㉑ 防災教育の推進	3 教育活動充実事業（再掲）
㉒ 安全教育の推進	3 教育活動充実事業（再掲）
II 社会教育	
6 社会の持続的発展のための学びの推進	
㉓ 生涯学習推進体制の充実	9 町職員講師派遣事業「さむかわ出前講座」
	10 生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」
	11 地域学校協働活動の推進
㉔ 社会教育関係団体活動支援事業	12 社会教育関係団体の育成・活動支援
㉕ 地域文化振興事業	13 寒川町文化祭の開催
☆ ㉖ 公民館運営事業	14 公民館生涯学習推進員事業
㉗ 公民館活動の充実	15 公民館サークルの育成・支援
☆ ㉘ 総合図書館運営事業	16 図書館資料の活用
㉙ 図書館活動の充実	17 図書館ボランティアの育成
	18 地域の多様な主体との連携・協働
7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援	
☆ ㉚ 生涯学習振興事業	19 子どものための生涯学習推進事業「さむかわゆうゆう学園」
☆ ㉛ 公民館運営事業（再掲）	20 家庭教育支援に関する事業
㉜ 公民館活動の充実（再掲）	
☆ ㉝ 総合図書館運営事業（再掲）	21 学校と連携した子どもの読書活動推進事業
㉞ 図書館活動の充実（再掲）	
8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施	
㉟ 文化財保護事業	22 文化財学習センター事業
㊱ 文化財学習センターの活用	23 寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業
9 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出	
☆ ㊲ 青少年健全育成事業	24 青少年健全育成事業

3 後期実施計画

I 学校教育

今日、国境を越えた人、もの、情報の移動が加速するとともに、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。現在、学校で学んでいる子どもたちや、これから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっていることが予想されています。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人々が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割はますます大きくなっていると言えます。

このような時代にあって、子どもたちが将来、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要です。こうした力は、学校教育が長年その育成をめざしてきた、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」であり、時代を超えて継続して育んでいかなければなりません。

併せて、学校教育にあっては、時代の変化に柔軟に対応していくこともまた、教育に課せられた課題です。急激に変化する社会の中にあって、これからの社会の変化を展望しつつ、教育について絶えずその在り方を見直し、改めるべきは勇気を持って速やかに改め、将来子どもたちに必要な資質・能力を育んでいくことも大変重要なことです。このように、教育における「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、子どもたちの教育を進めていく必要があります。

基本方針1 確かな学力を身につけた児童生徒の育成

令和3年度から5年間の前期実施計画の期間において、引き続き寒川町の児童・生徒は、豊かな自然環境の中、たいへん伸び伸びと思いやりのある人に成長を遂げています。また、課題はあるものの、基礎学力についても、一定の改善が図られている状況にあります。

一方、思考力・判断力・表現力といった、活用の力の部分において課題があったため、前期実施計画では、自らの考えを持ち、仲間との交流を通して深め、読む力・書く力を中核として確かな力の定着をめざすこととしました。そして、「さむかわ学びっ子育成推進事業」を通して、寒川町の各小・中学校が学校の垣根を越えて、研究や研修を相互交流しながら、教員の授業力を高め、子どもたちの学力向上を一層図ってきました。今後も継続して「主体的・対話的で深い学び」の視点によって絶え間ない授業改善の取組を進め、学習の質を一層高める必要があります。

基本方針2 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

確かな学力に加え、子どもたちの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠です。「いじめ」根絶への取組を全校的に推進するとともに、スマートフォン、SNS 等に関わる情報モラル教育も重要性を認識し、その対策に取り組んできたところです。

また、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し

遂げる力、公共の精神等の育成を図ることが重要です。特に、こうした資質・能力を育む際に必要な教職員と児童・生徒との信頼関係の構築を図っていきます。

また、「特別の教科 道徳」として教科化されたように、学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を育成するものであり、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて指導する必要があります。教員が道徳的価値を押し付けることなく、子どもたちが他者の考え方や議論を通して、多面的・多角的な見方へと発展することや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深められるよう工夫していきます。

さらに、いじめや不登校などの児童・生徒指導上の諸課題について、未然防止と早期発見・早期対応に学校を挙げて取り組むとともに、多様な体験活動や学校行事、授業等を通じて、一人ひとりが自らの課題を乗り越え、他者と協働して成し遂げる力を今後も育んでいきます。

基本方針3 心身共に健やかな児童生徒の育成

これからの人生を生きる子どもたちにとって、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要です。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素です。子どもたちの心身の調和的発達を図るために、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣の形成を図っていきます。

基本方針4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

令和7年1月現在で、日本に住む外国人が総人口の2.96%を占め、町内でも外国人の移住が多く、ますます外国語によるコミュニケーション能力が、一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたる様々な場面で必要とされます。

また、小学校外国語教育の教科化など、外国語教育の重要性が増しています。外国人指導者の雇用や研修等の円滑な実施の点から、学校の設置者である町が主体的に進める責任がありますが、外国人指導者の直接雇用による安定的で優秀な人材確保及び多様な活用ができることは寒川町の強みとなっています。

「使える外国語」の習得のためには、外国語を使う目的・場面・状況の設定が欠かせないところであり、授業はもちろん、各校1名の外国人指導者を配置し、外国語の授業の質の向上に加えて、共に生活を送る中で外国人と実際に話す機会や生活体験を確保し、外国語によるコミュニケーション能力を育んでいきます。

基本方針5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成

未来を切り拓いていく子どもたちには、情報を主体的に捉え、新たな価値の創造に挑んでいくことがますます重要となっています。

その反面、情報を手段として活用し、問題の発見・解決、自分の考えをまとめられるようになるために必要な情報活用能力の不足が指摘されているところです。情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力の一つであるため、学力向上に向けても育成すべき重要な資質・能力と言えます。また、スマートフォンやSNSの普及に伴い、トラブルも増加しており、情報技術進化の時代にふさわしい情報モラルを身につけていく必要があります。

また、令和2年度から全小・中学校において、「GIGA スクール構想」の実現に向けて、一人1台の端末と高速大容量ネットワークの整備、クラウドを活用した授業の展開ができるようICT環境の整備を進めてきました。端末も導入から5年が経過しており、次期端末の更新やさらなるネットワークの改善に向けて取り組んでいきます。

さらには、学校にICT支援員を配置するとともに、ICT機器を活用した授業に関する教職員研修の実施及びICTによる指導効果の高い方法について授業研究を行うなどして、ICT教育を推進していきます。

Ⅱ 社会教育

社会教育は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯に渡って多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものです。

少子高齢化、人口減少、急速な技術革新やグローバル化、コロナウイルス感染症対策など社会経済環境の変化は加速度を増し、私たちは生活の中で多様な課題に直面しています。人生100年時代の到来により、心豊かに生きるためには、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の維持発展、課題解決のための活動につなげていくなどの一人ひとりの行動変容の必要性が一層高まっています。

すべての人に活躍の場があり、元気で安心して暮らすことのできる社会を作るための重要な鍵が「ひとづくり」となります。学びの過程を通じて、個人の知的欲求が満たされ、生活の改善や、自己実現につながる「ひとづくり」が期待されます。

さらに、地域における社会教育には、様々な参加者が学びを通じて相互につながることで、悩みや関心を共有し、対話や議論をしながら他者を理解し、認め合うことによる自己肯定感や幸福感などが醸成され、つながりが深まる効果があります。

また、住民相互のつながりから地域コミュニティを形成し、共に学び、問題意識を共有したり、自らが地域の中に居場所を持っているという肯定感を得たりする過程を通じて、地域に対する愛着や誇り、帰属意識が生まれます。このことは、住民が地域の将来像を考え、自らも当事者としてよりよい地域づくりに持続的に取り組もうとする意欲にもつながります。

この計画では、寒川町の社会教育が「ひとづくり・つながりづくり・まちづくり」を目指すために次の4点の基本方針に取り組みます。

基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進

少子高齢化や人口減少など様々な社会の変化に対応し、人々が孤立することなく生きがいを持って社会に参加し、地域社会の活力の維持・向上を図るため、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展に向けた学びを推進することが重要です。

誰もが生涯にわたり、いつでもどこでも必要な学習を行い、その成果を個人の生活や地域での活動等に活かすことのできる「生涯学習社会の実現」が求められています。

地域の学びの場である公民館や図書館等の社会教育施設を拠点に、現代的・社会的課題と地域のニーズを取り入れた学習をバランスよく実施しながら、サークルやボランティア活動など活力ある地域コミュニティ形成を促し、「学び」と「活動」が循環することで、地域課題解決や

地域活性化の取組が推進されます。また、地域の学校や社会教育関係団体、企業など多様な主体と連携しながら、生涯学習の推進をめざします。

基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

家庭教育は、保護者が第一義的責任を有するものであり、子どもが安心できる家庭環境づくりが大切です。一方、近年の核家族化や都市化により親族や地域からの子育てへの支援が希薄になっており、出産や子育てについて、日常生活の中で学ぶことや、相談できる機会が得にくい状況があります。

子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域全体での家庭教育を支える仕組みが求められており、学校、家庭、地域、行政など多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあいながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。子どもが自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られていることや、スマートフォンの普及といった情報通信技術の進展により、多様な情報に容易に触れられる一方、知覚した情報の意味の吟味や読解力の低下が生じているとの指摘もあります。

家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子どもの社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動や読書活動の機会を確保しながら親子の育ちを支えていくことが重要となります。

基本方針8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

町内には貴重な文化財が多数あります。文化財は郷土の誇りであり、将来へ継承すべきものであると感じてもらうため、文化財の認知度を高める取組が必要となっています。地域の伝統や文化財への理解を深めてもらい、郷土への親近感を醸成してもらう機会やそれを機に住民が交流する場を持つことで、文化財保護活動の目的を浸透させ、意識向上を図ることが重要です。

文化財保護活動を通じ、町民が自らの地域について学び、郷土に誇りを持つこと（シビックプライド）や生きがいづくりなど、町民一人ひとりの主体的な活動につながることを期待されます。

基本方針9 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

地域活動や様々な体験の場で、多世代交流を促進することは、青少年の健全育成において非常に重要であり、交流を通じて青少年が相互に学びあう機会が生まれ、社会性や自主性を深める助けとなります。

地域活動を通じて異なる世代と触れ合うことで、青少年は多様な価値観を理解し、視野を広げることができます。このような経験は、青少年の社会性を育む上で不可欠であり、他者との協力やコミュニケーション能力を向上させることにつながります。

さらに、地域への愛着を育むことは、青少年が地域社会の一員としての自覚を持つために重要です。地域活動に参加することで、自らの責任や役割を実感し、地域の価値を再認識します。このプロセスを通じて、青少年は地域への帰属感や自主性が高まり、社会に積極的に貢献する姿勢が育まれます。

多世代交流を通じ、青少年の社会性や自主性を育み、未来を担う青少年が自らの力で成長し、地域社会に貢献できるよう支援します。

【現状と課題】

第2次教育振興基本計画の後期実施計画を検討するに当たり、まず前期実施計画の総括として、各施策における現状と課題について整理しました。さらに、後期実施計画から「寒川学びプラン」と一本化し、施策における現状と課題を、新たに項目として加えながら、次のとおり総括しました。

《学校教育》

基礎学力の定着と学習意欲の向上

- 全国学力・学習状況調査等の結果分析の傾向から、児童生徒の基礎・基本的な学習の定着の向上が見られます。また、各校における校内研究の推進の取組による授業改善が大きな役割を果たしていると考えられます。
- 回答の結果より、得点分布に2極化の傾向が見られ、学習の定着が不十分な児童生徒と、ある程度定着が見られる児童生徒に分かれていることが考えられます。このような2極化に対して、どのような授業づくりやアプローチをしていくかを検討していく必要があります。
- 全国学力・学習状況調査等の結果から、基礎的・基本的な内容の定着に課題として残る部分について、引き続き定着に向けて取り組むことに加えて、思考力・判断力・表現力等、必要な資質・能力を身につけさせるために、学習指導要領が掲げる「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善をはじめとする指導方法の工夫・改善を今後も図る必要があります。さらに、ICT 機器を効果的に利活用して、子どもたちがより興味を持ち、分かりやすい授業づくりに向けた取組が重要となってきます。引き続き保護者と連携した家庭学習の定着・充実を図っていく必要があります。

書く力を中心に据えた思考力・判断力・表現力等の伸長

- 全国学力・学習状況調査の結果分析から、選択式の問題より、記述式問題に課題があるということが明らかになっています。単に書くといった技術的な側面だけでなく、「思考・判断・表現」といった、考えて表現するという活動を授業で取り入れることなどが必要と考えます。思考力・判断力・表現力等は、習得した知識・技能を活用して課題を発見・解決するために必要な資質・能力であり、それが学習場面において具体化されることによって、「学習」が成り立ち、その過程で「学力」が身につくものと考えます。思考力・判断力・表現力等は、学習指導要領に育成すべき資質・能力として掲げられ、知識・技能及び学びに向かう力・人間性と共に一体的に今後も育んでいく必要があります。
- 特に、①体験から感じ取ったことを表現する、②事実を正確に理解し伝達する、③概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする、④情報を分析・評価し、論述する、⑤課題について構想を立て実践し、評価・改善する、⑥互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる、などの学習活動を充実させていくことが重要です。身につけた知識を表現する活動を授業の中で適宜設ける場を設定すること（振り返りを書く活動を学習に取り入れるなど）といった授業改善が必要です。

読書活動の推進

- ICT 機器を利用する時間が増加し、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、子どもたちの活字離れが年々深刻化していると考えられています。子どもたちの視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているとの指摘もあります。
- 子どもたちは、読書を通じて、読解力や想像力、思考力、表現力等を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができるようになります。また、文学作品に加え、自然科学・社会科学関係の書籍や新聞、図鑑等の資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる探究心や真理を求める態度が育われます。さらに、読書は、人間性を培う上で非常に有益であるとともに、読書と学力の相関関係には強いものがある

ります。

- 国語の時間に本の紹介をしたり、図書の時間を取り入れたりすることで、本に対する興味・関心は高まっております。読書指導員の努力、図書室の蔵書数増などにより、一定の成果が表れてきています。今後も、読書活動を取り巻く情勢の変化や子どもたちの読書活動の状況を踏まえ、読書活動に積極的に取り組むとともに、読みたい本がすぐに手に取れるとともに、多角的な視点につながるよう、様々なジャンルの本に触れられる環境のさらなる整備、家庭と連携した読書の推進に取り組む必要があります。

体験活動の充実

- 近年、子どもたちを取り巻く状況の変化の中で、人や社会と関わろうとする意欲の低下が見られ、集団行動を忌避して内に閉じこもる、集団の一員としての自覚や責任を十分認識できず適切な行動を選択できない、些細なことでもトラブルになるなどの現状があります。さらにスマートフォンや SNS の普及による情報化社会の中で、子どもたちは多くの情報に触れたり、疑似体験をしたりすることが容易になる反面、自然や生活文化等と直接触れ合う体験が乏しくなっています。
- 子どもたちは、具体的な体験や事物との関わりを拠りどころとして実生活や社会の在り方等を学び、自らを高め、他者と共に生活を創り出していきます。体験活動を通して、仲間と共に悩み、協力し、達成していくといったプロセスを踏むことで、年齢・学年・自己の成長にあった学びが得られていきます。このように、直接体験は子どもたちの成長の糧であり、生きる力を育む基礎となっています。また、国立青少年教育振興機構の研究によれば、子どもの頃の体験が豊富な人ほど、大人になってからのやる気や生きがい、モラルや人間関係能力などの様々な資質・能力が高い傾向にあることが明らかになっています。
- 寒川町では、各校において様々な体験活動を展開することに加えて、地域のせんせいふれあい事業として、外部から様々な経験や知識が豊富な講師を招へいし、児童生徒の体験活動を豊かにする取組を行っています。部活動や授業の補助など、普段関わることはできない、地域の方々に協力をいただくことによって、児童生徒の体験活動の充実に寄与しています。こうしたことから、今後も学校教育において、児童生徒に不足している生活体験や自然体験などの機会を意図的・計画的に教育活動に取り込むことが大変重要となっています。

道徳教育の充実と規範意識の向上

- 今日、いじめ問題を背景として、小学校では平成 30 年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」として教科化されました。よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることが求められています。
- 学校における道徳教育は、人格の基盤となる道徳性を育成するものであり、特別の教科 道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて指導し、家庭や地域社会との連携を図りながら、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師が中心となって全教師が全体計画の作成に主体的に参画するよう体制を整え、計画的に取り組むことが大切です。
- また、価値観が多様化する中で、規範意識の向上はもちろん、道徳教育の目標である、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが今後ともますます重要です。
- 道徳の教科化に伴い、道徳の授業の質的な転換も図っていかなければなりません。教員が道徳的価値を押し付けることなく、子どもたちが他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展することや、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深められることができるよう、授業を工夫していく必要があります。

いじめ防止と人権教育の推進

- いじめはいつでも、誰にでも起こり得るものであるという認識に立たなければなりません。こ

のような近年のいじめ問題の社会問題化に対し、寒川町及び寒川町教育委員会では、「寒川町いじめ防止基本方針」を策定し、各小・中学校においても、児童生徒の実情を鑑みながら、「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

- 人権とは、「人が人間らしく生きていくために絶対不可欠な、誰もが生まれながらに持っている様々な権利」です。そして、「人間の尊厳」と「人間の平等性」という2つの価値に支えられ、誰もが安全に、安心して日常生活を送れるようにする大切な権利や自由から構成されています。そのため、人は、あらゆる違いに関係なく、いつでも、どこでも、どんな状況においても、人間として尊重されなければなりません。どんな形のいじめであれ、いじめは人権侵害そのものと言えます。
- 自他の大切さを認めることができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身につくものではありません。このような人権感覚を身につけるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが大切です。
- とりわけ、教員同士、児童生徒同士、教員と児童生徒等の間の人間関係や、学校・教室の全体としての雰囲気などは、学校教育における人権教育の基盤をなすものであり、この基盤づくりは、教員一人ひとりの意識と努力により、即座に取り組めるものです。
- こうした予防的な取組と併せて、いじめが起きた場合に適切な対応ができるようにしておくことも必要です。特に、いじめの芽を摘むことや、適切な初期対応、家庭や関係機関との連携が重要となってきます。そのためには、情報共有を図るなど、組織的かつ迅速・丁寧に対応するための体制づくりや教員への研修を図る必要があります。

情報モラル教育の充実

- GIGA スクール構想が進むとともに、携帯電話・スマートフォンといったハードウェアやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっています。寒川町では、ネットパトロールの取組や、各教科や特別の教科 道徳などの授業を通して、ネット上の誹謗中傷やいじめ、ネットでの犯罪や有害情報などについて適切に指導しています。
- 情報モラルは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、ICT 機器などの使用による健康への影響を理解することなどがあります。このため、情報を活用する各場面を通じて、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることを意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような使い方について考えさせる学習活動などを充実させていくことが今後ますます必要となっています。

体力の向上と食育の充実

- スポーツ庁の「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果」によると、全国の体力合計点はコロナ感染症蔓延時前の水準に戻りました。寒川町では、小学校男子・女子及び中学校男子の体力合計点は全国平均と同等の結果でしたが、中学校女子の体力合計点は全国及び県の平均を下回りました。スマートフォンや SNS の普及、家庭の事情などによって夜型の生活を送っていることも懸念されています。その生活リズムは睡眠不足を引き起こし、自分で朝起きることができず、朝食を抜いて登校する子どもも珍しくありません。さらに、食事による栄養の偏りも体に悪影響を与えます。栄養バランスが乱れることによって、肥満率が上がり、基礎体力や集中力の低下、肉体面や精神面でも発達への妨げにつながります。つまり、子どもたちの体力向上には、生活習慣の改善が欠かせず、家庭において、早寝早起き、朝、昼、晩の3食を意識し、肉や魚、野菜や果物をバランスよく摂取することが必要です。

- これまで中学校の生徒に対する完全給食が実施できていなかったことが課題となっていました。令和5年2学期から学校給食センターの運用が始まり完全給食を実施するに至りました。今後は学校給食センターを中心に、食に関する情報を広く発信していくことが重要となります。現状課題となっている朝食を食べる児童生徒の割合が低いことから、朝食を食べる意味やバランスよく喫食し栄養を取ることの重要性を認識させる必要があります。
- 児童生徒の体力向上に向けて、「運動する習慣づくり」も重要です。学校においては、体育の授業で運動を楽しませる工夫を取り入れるなどできますが、それと同様に家庭の役割が大きいいため、児童生徒の未来のために家庭と学校が連携し、社会全体で考えなければならない重要な課題となっています。
- 寒川町の児童生徒の体力に対する意識は高く、健康・体力づくりの重要性、必要性は十分に理解されているのも事実です。今後も学校における保健体育の授業を核とし、運動嫌いをさらに減らし、生涯を通じて運動に親しむことを目指すことが大切です。授業の中では、簡潔な説明、十分な運動量を確保できるような展開を心がけ、休み時間等も屋外で運動する習慣をつくるなど、さらなる取組を図る必要があります。
- 中学校を含めた町立小中学校8校へ全て完全給食を実施できたことから、今後は食育の充実を図っていくために、学校給食センターを中心として共通の学びとなるよう、日常的な指導だけでなく、各学校の特徴を踏まえた上での食に関する全体計画を作成し、栄養教諭を中心に学校全体で取り組みを推進していく必要があります。
- 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることを理解する、各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めるなどの学校給食の目標達成のために、地元寒川産の食材を活用した地産地消をさらに推進していく必要があります。

家庭との連携

- 今日、児童生徒の教育は、単に学校だけでなく、学校・家庭・地域社会が、それぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要となっています。特に家庭は、基本的な生活習慣、人に対する思いやり、善悪の判断など、児童生徒が社会生活を営むための基本的なルールやマナーを身につける上で極めて重要な役割を担っています。それゆえ、児童生徒が出合うさまざまな問題への指導・援助を進める上で、家庭がその役割を適切に果たせるような学校と家庭との連携は不可欠と言えます。寒川町では、「家庭学習の手引き」「学校教育だより」の作成・配付等を通じて、家庭学習の取組を推進するよう各家庭にお知らせし、啓発を図っています。
- 家庭との連携を図るためには、学校として何のために何をどうしたいのかをよく説明し理解を得ようとする姿勢をもつこと、保護者の理解や協力に対して感謝を表していくこと、学校と家庭がお互いにできそうなこと、できることを出し合い、役割分担をはっきりさせることが必要です。そのために、学校として、面談や電話、家庭訪問に限らず連絡帳、日記、通信、行事等での来校時など、日ごろから家庭とのコミュニケーションの機会を活用し、教育活動への理解を得ておくことや、小さなことでも児童生徒が頑張ったことや、よい変化が見られことなどを積極的に伝えて信頼関係を構築しておくことが重要です。その上で、学校だけでは解決できない問題等に対して、家庭も巻き込んだ教育を推進していくことが大切です。

地域との連携

- 学習指導要領において、児童生徒が未来社会を切り拓いていくための資質・能力を一層確実に育成することを目指すため、児童生徒に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すべきことが明記されています。
- 学校においては、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、地域・家庭の連携及び協働によりその実現を図っていくカリキュラム・マネジメントが求められています。
- 寒川町では、「地域のせんせいふれあい事業」の取組とともに、令和元年度から他市町村に先駆けて、町立小・中学校全校において保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制

度（コミュニティ・スクール）の推進により、学校と地域の連携及び協働の取組を進めています。

- その反面、より効果的な教育活動と教員の負担軽減に向けて、学校や個々の教員の地域との連携に対する理解が十分とは言えないことが課題と言えます。今後も取組をさらに広げ、学校や個々の教員の地域との連携に対する理解を深めながら、地域のもつ力を学校教育に生かし、地域・家庭と共にある学校づくりを一層効果的に進めていくことが重要です。

支援教育の推進

- 寒川町においては、特別の支援を必要とする児童生徒の増加及びニーズを踏まえ、町立小・中学校全校に特別支援学級を、令和7年度からは町立小学校全校に通級指導教室を設置し、特別支援教育の充実を図っています。一方、子どもたちの多様化と保護者のニーズの高まりから、町立中学校に通級指導教室を設置するなど、今後も引き続き特別支援教育の推進を図っていかねばなりません。
- 特別支援教育において大切な視点は、児童生徒一人ひとりの特性等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意し、個々の児童生徒の特性等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことです。また、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが重要となっています。さらに、その指導に当たっては、担任を含む全ての教員において、個々の児童生徒に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教員間の連携に努める必要があります。
- 子どもを取り巻く家庭環境・社会環境の変化に伴い、個別の支援を必要とする児童生徒は増加傾向にあるとともに、児童生徒の抱える問題の多様化はますます進んでいます。そのような中で、個々の教員の対応だけでは困難であり、学校の組織力やチーム力及び専門性の向上が求められています。また、通常学級にも教育的ニーズを抱えた児童生徒もいることから、支援に対する教員の理解及び指導力の向上が必要となっています。現在、教員とスクールカウンセラー等の専門スタッフとの連携を図り、相談活動を展開していますが、さらに教育相談活動についても充実していく必要があります。

教職員の指導力と学校力の向上

- 急速に変化する社会において、児童生徒に確かな学力と健やかな心身を育む必要性は増えています。また、学習指導要領の全面実施に伴い、児童生徒の成長を支える教員には、今後求められる資質と力量をますます向上させる必要があります。
- 新学習指導要領に示された育成すべき資質・能力に向けて、授業改善が求められているところであり、教員に求められる資質に応じて、計画的・継続的な研修を設けていく必要があります。教員の指導力を向上させるためには、校内研究を充実させることが必要不可欠であることから、寒川町では、さむかわ学びっ子育成事業や教職員研修会を通じて、専門的知見をもつ講師を招へいし、学校においてニーズに応じた先進的な校内研究の充実に寄与しているところであり、今後も継続して取り組む必要があります。
- 今日、教員の世代交代が急速に進み、若手教員が大量採用され、ベテラン教員の経験やノウハウの継承などが課題となっています。OJTの必要性も指摘されている中、ゆとりのなさから来るコミュニケーション不足も否めず、教員の働き方改革の推進と併せて、今後も引き続き、退職教員がその教員経験を生かし、若手教員の育成及び学校経営において先進的に牽引・補助する専門指導員を配置する必要があります。

学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備

- 学習意欲を高め、効果的な授業を行う上で、教材・教具の活用は重要な役割をもっています。児童生徒の実態をできるかぎりの確に把握した上で、その児童生徒にとって最も有効な教材・教具を選択したり、開発したりする必要があります。
- 現在、国のGIGAスクール構想により、一人1台のICT端末や情報通信ネットワークなどの情報手段及びこれらを日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えたところです。単なる

整備に留まらず、各教科等において適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要です。

- また、これらの教材・教具を有効、適切に活用するためには、教員は機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められています。今後も教育環境の整備をさらに見直し、十分な整備を図る必要があります。

防災対策、防災教育の推進

- 東日本大震災といった巨大地震による災害や、大型台風の接近に伴う風水害などの自然災害が発生しています。神奈川県西部地震発生の可能性も指摘されていますが、災害はいつ発生するか予測できません。児童生徒に対し、防災に関する正しい知識や、災害時の行動の仕方を身につけさせる「防災教育」の必要性が高まっています。
- 各校ごとに工夫を凝らし、より実際の状況を想定した避難訓練を実施するとともに、合同引き取り訓練も毎年行うようになっていきます。しかしながら、2011年の東日本大震災以降、時間の経過とともに、防災に対する意識が低下していることは否めないかも知れません。天災は忘れた頃にやってくることを肝に銘じ、寒川町においてもソフトとハードの両面で日ごろからの備えが大変重要です。
- 防災教育については、学校種別等のつながりを発達段階に応じて整理することが必要ですが、体系化されていないことが課題となっています。例えば、小学生に対しては家族や地域と共に災害に立ち向かう態度や防災に関する基礎知識を学習させる、中学生に対しては地域防災を担う必要性を学習させ、その後社会の中での役割や、将来の課題を自分の力で解決する方策を学んでいく、といった視点が必要です。
- 自然災害は予期し得ないことから、防災は生涯にわたって学ぶべきことであり、そのためには、児童生徒が自ら問いかけて課題を発見し、調べ、結果をまとめ、発表する能動的学習が必要であり、今後そのような取組を進めることが重要となっています。

外国語教育の推進

- 目的・場面・状況の設定（日常生活との関連）のある授業を展開し、外国語の学習効果を高め、実際に使える英語力を身につけさせる必要があります。
- 子どもたちが多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜けるよう、日常的に異文化や異文化をもつ人に触れる機会や自国の文化やアイデンティティーを認識する機会を通して、多様性や異文化理解に基づく積極的な態度の育成が必要です。
- 外国語教育の教科化により、小学校外国語の授業時数が増加している中、外国人指導者（FLT）の役割の重要性はさらに増しています。
- 小学校における外国語教育の教科化によって、外国語指導の専門性が求められ、さらなる指導体制の充実が必要です。

GIGAスクール構想及び情報教育の推進

- 未来を切り拓いていく子どもたちには、情報を主体的に捉え、新たな価値の創造に挑んでいくことがますます重要となっている反面、情報を手段として活用し、問題を発見・解決したり、自分の考えをまとめたりできるようになるために必要な情報活用能力には課題があります。
- 時代の変容に伴い、SNSでのやりとりを通して、児童生徒に危険やトラブルが発生する状況が広がっています。情報ツールのメリット、デメリットの双方を児童生徒、保護者が共に把握し、正しく適切な使用方法を身につけられるよう、情報モラル教育の充実にも努める必要があります。
- 身近なものにICT機器が利活用され、情報技術による情報共有が当たり前の社会において、文字入力やデータ保存などの技能やプログラミング的思考を習得していくことが求められています。
- 文部科学省の調査及び町内教職員の実態から、教職員のICT機器の活用に関わる指導力は年々向上しています。引き続き、ICT機器の効果的な利活用に関する研究や研修が必要です。

《社会教育》

社会の持続的発展のための学びの推進

- 人口減少や高齢化など多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化に対応するために、町民自らが生涯にわたる学びを通じての行動変容が必要となっています。また、地域の人々の間の付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという状況も生じています。今後の社会教育には、町民の生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を支える取組が期待されています。
- 公民館、図書館等の社会教育施設には、地域活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点等としての役割や、町民参加による課題解決や地域づくりの担い手の育成に向けて、学習活動を支援する機能を一層強化することが求められています。
- 公民館は町民が集い、学習活動・文化活動を行う重要な拠点です。公民館の利用者の高齢化や固定化が進み、利用者が減少傾向にあることから、多様化する町民ニーズに応え、公民館活動の充実を図る必要があります。
- 総合図書館は町民の学びを支える地域の情報拠点であり、資料の充実と利用環境の整備が必要です。学習活動や情報発信の機能を高め、地域、学校、企業など多様な主体との連携や、町民が身につけた知識や経験を生かせるようボランティア活動の充実など、地域に開かれた魅力ある図書館となることが重要です。

多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

- 子どもの教育の第一義的責任は保護者が有するものであり、子どもが安心できる生活環境づくりが大切です。一方、近年の核家族化や都市化により親族や地域からの子育てへの支援が希薄になっており、出産や子育てについて、日常生活の中で学ぶことや、相談できる機会が得にくい状況があります。子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域全体で家庭教育を支える仕組みが求められており、学校、家庭、地域、行政など多様な主体が連携協力して、大人と子どもがふれあひながら充実した時間を過ごすための環境づくりを推進することが重要となっています。
- 子どもの読書活動については、幼児期からの読書習慣の定着が課題であり、読書環境の整備と読書機会の充実を図る必要があります。ブックスタートや、公民館や学校での読み聞かせ活動と連携しながら、図書館が中心となり読み聞かせボランティアの育成を促進する取組が必要です。

地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施

- 町内には貴重な文化財が多数あります。文化財は郷土の歴史や誇りであり将来へ継承すべきものであることから、文化財の認知度を高める取組が必要です。地域の伝統や文化財への理解を深め、郷土への親近感を醸成する機会や、それを機に住民が交流する場を持つことで、文化財保護活動の目的を浸透させ、意識向上を図ることが重要です。

多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

- コロナ感染症の蔓延により、対面でのコミュニケーションの制限を余儀なくされた世代には、コミュニケーションに不安を感じる青少年がいます。また、少子高齢化や地域活動の成り手不足などから、地域の催し等についても減少傾向にあり、学校や家族以外の他者と交流する機会も減少しています。
- 青少年が社会性や自主性を育み、自らの力で成長していくきっかけとして、地域活動等の様々な体験活動を通じて、多世代と交流する機会の創出が必要です。また、青少年が地域活動や様々な体験の場で、主体的に取り組むジュニアリーダーズクラブの活動についても、活動に参加した青少年が運営に携わりたいと考えてもらえるような魅力的な事業を展開できるよう支援していく必要があります。

□■□■□■□■ 後期実施計画（今後の３年間）の重点施策 □■□■□■□■

寒川町総合計画 2040 第2次実施計画の施策において、事務事業として掲げられた事業を、後期実施計画における重点施策とし、目標指標もあわせて第2次実施計画の目標指標を用いることとします。なお、表内の令和7年度の目標指標は参考指標として扱います。

《学校教育》

【基本方針4 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成】

【基本方針5 情報活用能力を身につけた児童生徒の育成】

事業名	① 小・中学校グローバル教育推進事業					
事業目標	児童生徒がグローバル社会を生き抜けるよう、外国語によるコミュニケーション能力及び情報活用能力等の資質・能力が向上している。					
概要	・外国語教育の教科化への対応及び授業内外で英語に触れる機会の創出に向けて、外国人指導者（FLT）を各校に1名ずつ常駐配置することにより指導体制の充実を図る。 ・外国人指導者を講師として、小学生等を対象とした英語講座（さむかわイングリッシュ・キャンプ等）を行い、少人数グループでゲームなどの活動や、多くの英語でのやり取りを通して、ニーズに応じて興味を持って英語に触れ、使用する機会のさらなる充実を図る。 ・各校の外国語教育推進リーダー、小学校英語専科教員、外国人指導者及び指導主事から構成される外国語教育推進リーダー研究会を組織し、定期的に外国語教育に関わる情報共有、授業研究、研修を行い、小学校から中学校への円滑な接続及び指導力向上を図る。 ・令和7年度より町内在住の中学2・3年生を対象に、英語検定3級以上を受験した際の検定料を助成し、自分の英語力を把握するとともに、更なる英語学習のモチベーション維持に繋げる。 ・ICT 機器を効果的に活用する授業研究・研究成果の普及に向けて、各小・中学校のICT 教育担当教員からなる研究組織体制を整えるとともに、ICT 機器の効果的な活用に関わる授業研究を実施する。 ・学習指導要領の求める資質・能力を育成するためにどのような場面で、どのように活用することが効果的かについて実践的に理解できるようICT 機器の活用に関わる教職員研修を実施する。 ・ICT 機器を活用した授業への助言、ICT 機器を活用した授業の機器操作補助、ウィルス起因時の一次対応、ICT 機器を授業で使用する際のハードウェア・ソフトウェアの操作指導、ICT 機器の点検、不具合発生時のメーカーとの折衝などを行い、教育現場で円滑にICT 機器が利活用できるよう、ICT 支援員を配置する。 ・ICT 機器の利活用を更に進めていく上で、十分なネットワーク速度が確保されていることが重要であることから、ネットワークアセスメントを基に、ネットワークの環境整備を行う。					
目標指標 (単位)	FLT の先生との授業で外国語を楽しく学んだ子どもの割合 (%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		91 (R5)	90	92	92	93
	生徒の英語検定等の資格試験の受験率 (%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		8 (R5)	12	16	20	24
	ICT 機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもの割合 (%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		94 (R5)	90	94	94	95

【各基本方針に関わるもの】

事業名	② 教職員の働き方改革推進事業					
事業目標	教職員の働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職員人生を豊かにし、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに対して、効果的な教育活動を行うことができるようになる。					
概要	・教務主任・教育相談コーディネーターの授業数を削減するための特例補充教員及び部活動の地域協力者等を配置する。 ・読書指導員、特別支援学級補助員、町心理士の勤務日数を増やす。					
目標指標 (単位)	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる(%)	基準年	R7	R8	R9	R10
		71 (R5)	71	72	73	74

《社会教育》
【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】
【基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援】

事業名	③ 公民館運営事業					
事業目標	・講座等に参加することで、地域活動への関心を持つ町民が増えている。 ・地域の学習活動に参加することにより、子どもの成長に関する知識や体験が増えている。					
概要	・公民館を利用したことがない人を対象に、ニーズをとらえた講座を開催する。 ・家庭教育支援に関する学習機会を提供する。 ・地域学校協働活動の推進のための組織やコーディネーターを育成する。					
目標指標 (単位)	公民館講座等の参加者数(人)	基準年	R7	R8	R9	R10
		19,450 (R5)	21,000	21,500	22,000	22,500
	幼児・青少年向け事業の参加者数(人)	基準年	R7	R8	R9	R10
		5,321 (R5)	5,550	5,650	5,750	5,850
	地域学校協働本部の設置(本部)	基準年	R7	R8	R9	R10
		0 (R5)	0	0	3	3

事業名	④ 総合図書館運営事業					
事業目標	・図書館が学びを支える情報拠点となり、地域での学習活動が充実し、町民の幸せと誇りを創出している。 ・幼児期からの読書習慣が定着することで、心豊かな成長や自己実現を促している。					
概要	・魅力ある図書館となるために資料の充実を図る。 ・幼少期から読書習慣を身につけられるよう、図書館に来る機会づくりを充実する。					
目標指標 (単位)	図書館資料の総貸出点数（点）	基準年	R7	R8	R9	R10
		271,029 (R5)	285,000	290,000	295,000	300,000
	子ども対象の利用促進事業の参加者数（人）	基準年	R7	R8	R9	R10
		4,973 (R5)	5,100	5,150	5,200	5,250

事業名	⑤ 生涯学習振興事業					
事業目標	・町民が自主的・主体的に学び、その成果を地域で活かし、協働につなげている。 ・地域での学習機会を提供し、子どもにも学びに目を向ける動機づけを行う。					
概要	・子どもに地域での学習活動へ参加する動機づけ及び継続的な参加を奨励する。 ・公民館、図書館、各課等で行われる子ども対象の講座・教室等の情報を取りまとめ、情報紙を発行する。					
目標指標 (単位)	さむかわゆうゆう学園対象事業の参加者数（人）	基準年	R7	R8	R9	R10
		2,989 (R5)	3,200	3,300	3,400	3,500
	子どものための生涯学習情報紙「すきっぷ」掲載事業数（件）	基準年	R7	R8	R9	R10
		152 (R5)	160	164	168	172

【基本方針9 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出】

事業名	⑥ 青少年健全育成事業					
事業目標	・青少年が多世代との交流を通して経験を積み、健やかに成長している。					
概要	・幅広い年齢層が参加できる事業を継続開催し、多世代交流を推進する。 ・地域活動や研修により指導者やジュニアリーダーの育成を図る。					
目標指標 (単位)	青少年健全育成事業の参加者数（人）	基準年	R7	R8	R9	R10
		172 (R5)	192	212	232	252

□■□■□■□■ 後期実施計画（今後の３年間）の主な施策 □■□■□■□■

《学校教育》

【基本方針１ 確かな学力を身につけた児童生徒の育成】

- ⑦ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善と基礎学力の定着
- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を通して、子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度を育成します。
 - 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かせるよう、指導と評価の一体化を図ります。
 - 小学校において、学力補助教材を取り入れ、必要な資質・能力の育成を図ります。
 - 小・中学校共に、家庭学習の補助としてデジタル教材を導入し、学び続ける子どもを育成します。
- ⑧ 個に応じたきめ細やかな指導の充実
- 少人数学習等を推進し、学習形態や指導方法を工夫・改善し、学力向上を図ります。
 - ３５人以下学級を編成することで、一人ひとりに応じたきめ細やかな学習指導を展開します。
- ⑨ 小学校中・高学年における教科担任制の推進
- 各小学校において、小学校中学年又は高学年「教科担任制」を導入します。
 - ・複数の教員による多角的な視点から、児童の多面的な理解につながり、児童の心の安定が図られるとともに、複数の教員で児童が抱える問題に対応することにつながり、ひいては不登校やいじめの未然防止につながると考えます。
 - ・いわゆる「中１ギャップ」といった課題に対して、小・中学校における指導の円滑な接続につながると考えます。
 - ・小学校教員が教科担任として、同じ授業を複数回行うことで、教科指導における専門性の向上や、授業の質の向上につながると考えます。
 - ・教員の働き方改革の視点において、一人の教員が受け持つ教科の数が減ることで、教材研究や授業準備の効率化により、教員の負担軽減も図られると考えます。
- ⑩ 全国学力・学習状況調査の実施・分析・活用
- 全国学力・学習状況調査の実施や課題の把握・分析・結果の活用を通して、教育施策・指導の改善・充実を図ります。
 - 全国学力・学習状況調査等で明らかになった課題となる学習内容を中心にした寒川町学年別確認問題を小学校１年生から中学校３年生まで作成し、基礎力の定着度を検証します。未達成の部分については、補充学習を丁寧に行います。
- ⑪ 読書活動の推進（取り組み内容は３１頁参照）
- 総合図書館と学校図書館の連携を図り、読書活動をさらに推進し、豊かな情操と自ら学ぶ力を育みます。
 - 子どもの読書活動の重要性などに関する普及啓発等を通じ、子どもの読書活動を推進します。
 - 家庭や地域と連携し、子どもの読書活動を推進します。

【基本方針２ 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成】

- ⑫ 体験活動の充実
- 様々な体験学習を通じ、社会のルールを学び、生きることの喜びや命の大切さを実感させ、人

を思いやる心を育み、共に生きようとする態度を育成します。

- 日常的に目標に向かって努力をし、達成した時の感動を味わえる場を設けるとともに、将来的に夢や希望に向って前向きに生きていこうとする態度を育みます。
- 主権者教育、消費者教育、情報教育、環境教育、国際教育など、時代の変化に対応した体験活動の充実に取り組みます。

⑬ 道徳教育の推進

- 「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて、道徳教育の充実に取り組みます。
- 答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」への転換を図ります。
- 教職員の研修会・研究会の活性化とともに、関係諸機関との連携を図ります。

⑭ いじめ防止と人権教育の推進

- 一人ひとりを大切にできる学級風土、学校風土の創造に努め、いじめのない集団づくりを推進します。
- 子ども自身の主体的な活動を通じて自己決定の場を与え、子どもたちの良さを積極的に認めることにより自己存在感を高めるとともに、リーダーシップ及び互いに協力し合うフォロアーシップの育成を通じて、共感的人間関係の構築を図ります。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであることを踏まえ、各学校におけるいじめの解消に向け、積極的な認知と情報共有の徹底を促します。
- 各教科、各領域において、人権教育の充実を推進します。

⑮ 不登校児童生徒への支援の充実

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校児童生徒に対し、その実態に配慮して相談指導教室の設置及び通室指導など、不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を推進します。
- 各小学校にスクールカウンセラーとして町の心理士を、各中学校に県から派遣されたスクールカウンセラーを、さらに町として、心理相談員、巡回相談員、訪問指導員、学生相談員を配置し、個別の相談に応じるとともに、スクールソーシャルワーカーを通じて関係機関等との連携を図るなど、不登校児童生徒に対する教育相談体制の充実を図ります。
- 各校において、教育相談コーディネーターを中心として実施するケース会議などを通じて、個々に応じた組織的な支援体制を推進します。

【基本方針3 心身共に健やかな児童生徒の育成】

⑯ 体力の向上と食育の充実

- 地域資源も活用しつつ、体育の授業や部活動の充実、休み時間の運動や遊びを促し、運動への関心を高め、健康の保持増進と自ら体力の向上を目指す児童生徒を育成します。
- 社会全体で子どもたちの生活リズムの向上を図るため、子どもが情報機器に接する機会の拡大による生活時間の変化等の状況等も踏まえつつ、学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進等を通じ、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動を展開します。
- 食に関する指導の全体計画に基づき、教科と関連させた学習や特別活動を通じて、子どもたちが食に関する知識や望ましい食習慣を身に付けることができるように学校全体で食に関する指導の充実を図ります。
- 「生きた教材」として学校給食を活用し、日常的な指導に加え、栄養教諭を中核として食育を推進します。
- 学校や地域と連携しながら積極的に地場産物を取り入れて地産地消に取り組みます。

【各基本方針に関わるもの】**⑰ 地域との連携**

- 地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の促進及び運営の充実を図ります。
- 地域全体で子どもたちの成長を支えるという共通認識のもと、地域と学校の連携・協働を図りながら地域の教育力を生かし、授業や課外活動の一層の充実を図ります。

⑱ 支援教育の推進

- 各校に特別支援学級を設置し、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援体制の充実を図ります。
- 令和7年度から全小学校に通級指導教室を設置し、今後は中学校においても通級指導教室の設置を進めることで、通常学級に在籍しながら支援を必要とする児童生徒の支援体制の充実を図ります。
- 個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、特別な配慮を必要とする児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるよう努めます。
- 家庭環境・社会環境の変化を踏まえ、町の心理士等との連携、教育相談コーディネーターを中心としたケース会議の実施など、個々のニーズに応じた支援体制を整えます。

⑲ 教職員の指導力と学校力の向上

- 管理職のリーダーシップのもと、学校教育目標の達成を目指して全教職員一丸となった「チーム学校」集団を構築します。
- 各校において、教育目標の実現に向けて、PDCA サイクルを機能させ、教育課程を計画的かつ組織的に編成・実施・評価するカリキュラム・マネジメントを行い、教育の質の向上及び学校組織の活性化を図ります。
- 校内研究会の充実、教職員研修会の活性化等を通じて、高い実践力を兼ね備えた教員の育成を図ります。
- 各校における研修会・研究会の公開・交流を進め、教員の授業力向上を図ります。
- 若手教員の指導力向上に向けて、計画的・組織的な研修の充実を図ります。

⑳ 学力向上、体力向上に資する教具、教材等の十分な整備

- 学習指導要領が求める確かな学力及び体力の育成を図るため、教具、教材等の教育環境の十分な整備を図ります。

㉑ 防災教育の推進

- 地震による災害や、大型台風の接近に伴う風水害などの自然災害は予期し得ないことから、東日本大震災の教訓を風化させず、大震災等への災害対策を進めるとともに、防災に関わる知識の普及や意識啓発に努めます。
- 各校ごとに児童生徒の発達段階に応じて工夫を凝らし、より実際の状況を想定した避難訓練を実施するとともに、合同引き取り訓練も毎年行うなど、日ごろからの災害等の緊急時への備えに努めます。

㉒ 安全教育の推進

- 子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、学校教育活動全体を通じて、安全に関する取組の充実、さらに地域社会や家庭との連携を図った学校安全の推進を図ります。
- PTA や地域の方々と連携をとりながら、登下校時の交通事故など地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。
- 子どもの交通事故発生が自転車走行中や歩行中に多くなっていることから、自転車の指導資料

などを活用したり、交通安全教室を行ったりしながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする力の育成を図ります。

- 全小・中学校において、通学路の危険箇所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めるよう努めます。
- 地域において、子どもが巻き込まれる恐れがある犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速な共有を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

《社会教育》

【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

②③ 生涯学習推進体制の充実

- 町民と行政が共に学びながらまちづくりを推進するために、団体等の依頼に応じ、学習を目的とした集会等に町職員を講師として派遣します。（さむかわ出前講座）
- 知識、技能、指導補助等意欲のある地域の方を登録し、講師の紹介や自主企画講座の実施等を支援します。（生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」）
- 地域学校協働活動の推進のための組織体制の構築やコーディネーターを育成します。

②④ 社会教育関係団体活動支援事業

- 地域のつながり形成を促進し、地域の持続的発展を支える社会教育関係団体活動の活性化のため、団体を支援します。

②⑤ 地域文化振興事業

- 町民が自主的に文化活動に参加できる機会を拡充し、文化団体を支援します。

【基本方針6 社会の持続的発展のための学びの推進】

【基本方針7 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援】

②⑥ 公民館活動の充実

- 町民参加による課題解決や地域づくりの担い手育成のため、ボランティアや多様な主体と連携・協働した講座等を開催します。（ボランティア等と連携・協働する講座等の開催）
- 公民館利用者や公民館サークル数が減少しているため、サークルの育成・支援を行います。（サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり）
- 多様化・複雑化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支援するため、親子のふれあいや子どもの体験活動などの学習機会を提供します。

②⑦ 図書館活動の充実

- 地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成をします。（図書館ボランティアの育成）
- 地域の企業や団体など多様な主体と連携し、地域に根ざした図書館活動の充実を図ります。（雑誌スポンサー制度、多様な主体との連携・協働）
- 町民の図書館の利用促進を図るため、読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、講座等を実施します。（図書館講座の開催）
- 幼少期から本に親しめるよう、子どもの読書活動を推進し、図書館へ足を運びやすくする機会を充実します。
- 学校と連携し、子どもの読書活動の重要性に関する普及啓発を通じ、図書館見学や、団体貸出事業、学校図書館及び図書委員との連携など、子どもの読書活動を推進します。（取り組み内容は31頁参照）

【基本方針8 地域の伝統、文化財を保護し、郷土への愛着を育む活動の実施】**㊸ 文化財保護事業**

- 地域の伝統や文化財への理解を深め、郷土への親近感を醸成し、町民が交流する場を提供することで、文化財保護の意識向上を図ります。

㊹ 文化財学習センターの活用

- 町民の教育、学術及び地域文化の発展に寄与し、文化遺産を保護するため、文化財学習センターにおいて、埋蔵及び民俗文化財の保存、修復を行い、展示等の公開、普及啓発、資料の活用促進を図ります。

子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するため、家庭、学校、地域等が連携し、子どもの発達段階にあわせた取り組みを進めてまいります。

家庭等における読書活動の推進

乳幼児期	読書と出会うきっかけづくり ・親から子への絵本の読み聞かせ ・絵本小規模企画展示（総合図書館） 親子で読書に親しむ環境づくりの醸成 ・月に一度の赤ちゃんタイム（総合図書館）
小・中学生期	保護者自らが読書に親しむ意識の醸成 ・保護者世代を対象とした図書館講座、イベントの開催

学校等における読書活動の推進

小・中学生期	読書と出会うきっかけづくり ・読み聞かせ 読書習慣の確立 ・朝読書 ・推薦図書の紹介 自主的な読書活動の推進 ・学校ごとの「読書指導全体計画」の作成 ・読書指導に関する教職員向けの研修 計画的な整備 ・学校図書館資料の整備 人的配備 ・読書指導員の配置 ・地域人材による学校図書館の支援
	デジタル社会へ対応した読書環境の整備 ・学校図書館システムの導入 子ども読書の日を中心とした啓発活動 ・ポスターの掲示 ・学校だより等を通した情報発信 ・総合図書館との連携 ・優良図書の周知・普及 保護者への啓発

地域等における読書活動の推進

乳幼児期	読書と出会うきっかけづくり ・おひざにだっこのおはなし会（総合図書館） ・土曜日おはなし会（総合図書館）
小・中学生期	読書と出会うきっかけづくり ・夏休み期間の「わくわく読書マラソン」実施（総合図書館） 総合図書館と学校図書館の連携 ・小学生の図書館見学の実施（図書館たんけん） ・中学校図書委員会活動との連携
高校生期	子どもが利用しやすい図書館の環境整備 ・児童書の充実 ・児童書展示、YA展示、北部・南部分室展示 子ども読書活動を支援する人材の育成 ・読み聞かせ講習会の実施 ・おはなしボランティアの育成 ・ジュニア司書の育成

主な取組

【学校教育】

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策 No.
1	特別支援教育推進事業	児童生徒の特性等に合わせ、きめ細やかな教育活動の支援を行います。	特別の支援を必要とする児童生徒・保護者のニーズに対して、学習・生活を支援する支援員や補助員を配置するとともに、小学校では「通級指導教室」を運営します。中学校においても「通級指導教室」の導入を目指します。	⑱
2	豊かな心・文化育成事業	芸術・文化・スポーツを通じて、子どもたちの豊かな心や生涯にわたって学ぶ力を育成します。	芸術鑑賞など、芸術体験の質的充実を図るとともに、部活動や進路指導に対して支援を行います。	⑫ ⑬ ⑯ ⑳
3	教育活動充実事業	小・中学校における教材及び教育環境の充実を図り、「知・徳・体」の調和を育みます。	各学校の組織的な教育力を高め、教育活動の充実を図ります。読書活動を推進し、豊かな情操の育成を図ります。	⑨ ⑪ ⑳ ㉑ ㉒
4	少人数教育推進事業	きめ細かい指導により、児童生徒の授業における理解を深め、学力向上を図ります。	少人数指導を通じて、個に応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。	⑧
5	教職員の資質向上事業	寒川町の児童生徒に知・徳・体の3つの側面の確かな力量を育ていくために、児童生徒の現状と課題に即した研修を実施し、教職員の授業力向上を図ります。	若手教員の育成及び学校経営を先進的に牽引・支援できる専門指導員を各校に配置します。研修会等の実施及び指導力向上に向けた教育研究活動に対する支援を行います。	⑦ ⑩ ⑬ ⑰ ⑲
6	小・中学校グローバル教育推進事業	児童生徒がグローバル社会を生き抜けるよう、外国語によるコミュニケーション能力及び情報活用能力等の資質・能力を育成します。	各校1名の外国人指導者を常駐配置し、授業内外での外国語使用の機会を創出します。 ICT機器の効果的な利活用等を通じた指導を行います。	①
7	教育相談事業	児童生徒及び保護者の悩みの解消と心の安定を図るとともに、教職員のカウンセリングマインドの向上を図ります。	不登校や様々な問題を抱えている家庭に対して、心理相談員、巡回相談員、訪問相談員、学生相談員による相談活動を行います。ネット上の問題状況を把握し、児童生徒指導を推進します。	⑭ ⑮ ⑱
8	教職員の働き方改革推進事業	教職員が効果的な教育活動を行う事ができるよう、体制づくりや整備に努めます。	小学校へ特例補充教員を配置し、教務リーダーと教育相談コーディネーターの持ち授業時間数を担います。	②

【社会教育】

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策 No.
9	町職員講師派遣事業「さむかわ出前講座」	町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展を目指し、町民の学習活動を支援します。	各課が所管する業務から学習テーマを設定し、町民で構成する団体の学習活動に町職員を講師として派遣します。	②③
10	生涯学習人材登録制度「ステップ・アップ」	個人・団体の学びの成果を地域に還元してもらうことで、学習活動の循環を支援します。	知識、技能を持つ個人・団体に指導者として登録をしてもらい、地域に紹介します。	②③
11	地域学校協働活動の推進	学校と地域が同じ目標をめざし、協働して子どもの健やかな成長を支援します。	地域学校協働本部及び地域学校協働推進員の設置に向けて検討します。	②③
12	社会教育関係団体の育成・活動支援	町民の生涯にわたる学びを支援し、町民相互のつながりを深め、地域の持続的発展をめざします。	社会教育関係団体活動の活性化のため、補助金を交付し、団体による実施事業を支援します。	②④
13	寒川町文化祭の開催	町民が自主的・主体的に行う文化活動と地域での活動成果を発表する機会を支援します。	文化祭を開催し、文化芸術活動の成果を発表する場を提供します。	②⑤
14	公民館生涯学習推進員事業	地域の学びの場である公民館で職員と地域住民が協働し、事業を企画・運営します。	公民館生涯学習推進員が企画・運営をする講座、イベント等を行います。	③ ②⑥
15	公民館サークルの育成・支援	公民館に町民が集い、学習活動・文化活動を活性化するため、サークルの育成・支援を推進します。	サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり等のサークル育成・支援を目的とした事業を行います。	③ ②⑥
16	図書館資料の活用	図書館は町民の学びを支える施設として、所蔵の資料を活用し、図書館利用促進を図ります。	総合図書館、北部分室・南部分室でテーマを設定し、図書館資料の展示を行います。	④ ②⑦
17	図書館ボランティアの育成	町民が身につけた知識や経験が生かせるようボランティア活動の充実を図ります。	地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成を行います。	④ ②⑦
18	地域の多様な主体との連携・協働	図書館が学習活動や情報発信の機能を高め、地域、学校、企業など多様な主体との連携をめざします。	地域の企業や団体など多様な主体と連携し、雑誌スポンサー制度等の地域に根ざした図書館活動の充実を図ります。	④ ②⑦
19	子どものための生涯学習推進事業「さむかわゆうゆう学園」	子どもが地域での学習活動に継続して参加する動機づけとして、スタンプカードを配布します。	スタンプを10個集めて申請した子どもに3月に修了証を授与します。	⑤

No.	取組名	取組目標	取組概要	施策 No.
20	家庭教育支援に関する事業	子育て家庭を支援するため、公民館で家庭教育や親子ふれあいの機会を提供します。	公民館で家庭教育学習や親子参加型の講座・イベント等を行います。	③ ②⑥
21	学校と連携した子どもの読書活動推進事業	子どもの読書活動を支援するため、学校と連携した取組を推進します。	小学生の図書館見学や、図書館と中学校図書委員会との交流などで学校と連携し、読書の重要性や図書館を身近に感じる普及啓発を通して、子どもの読書活動を推進します。	④ ②⑦
22	文化財学習センター事業	地域の伝統や文化財への理解を深め、郷土への親近感や文化財保護への意識向上を図ります。	埋蔵及び民俗文化財の整理保存、修復を行い、所蔵資料の活用、促進を図ります。	②⑧
23	寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業	各団体への助言、協力・連携を深め、郷土歴史・文化財啓発活動の充実を図り、一人ひとりが文化財保護の担い手である意識を高めます。	文化財保護活動への助言やサポート、各公民館や近隣市町村・関連団体等と協力・連携し、郷土歴史文化財の普及啓発を図ります。	②⑨
24	青少年健全育成事業	青少年が多世代と交流することで、青少年の健全育成をめざします。	地域活動や様々な体験活動を通じて、多世代との交流を促し、相互に学びあうことで、青少年の社会性や自主性を育みます。	⑥

資料編

(1) 教育委員会の組織

ア 教育委員会の位置づけ

教育委員会は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の定めにより、教育に関する事務を管理・執行するため、都道府県、市町村等に設置される合議制の執行機関です。この教育委員会制度は、教育委員の合議により、基本となる方針を決定し、それを教育長が事務局の事務を統括し、執行するという仕組みです。

寒川町教育委員会は、5人の委員から構成されています。教育長及び委員は、町長が町議会の同意を得て任命します。教育長の任期は3年、委員の任期は4年で、再任されることもできます。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局が置かれています。事務局は、教育長の統括のもと、教育委員会の権限に属する事務を処理します。事務局の組織は、教育委員会規則により定められています。

イ 教育委員会の任務

教育委員会は、以下の任務をもっています。

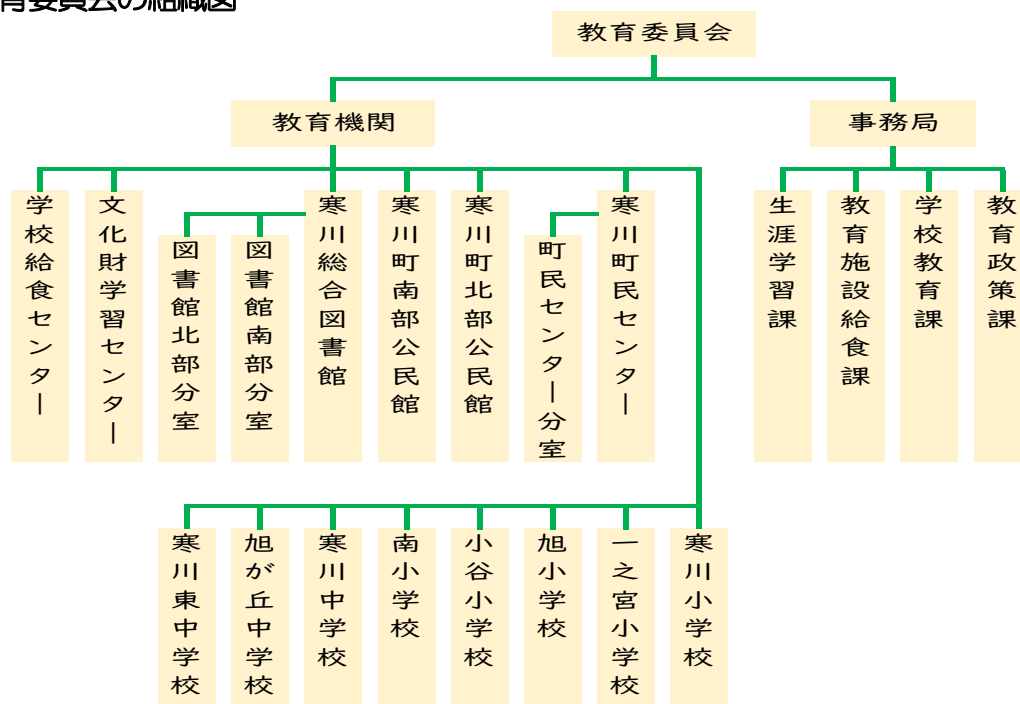
- 学校など教育機関の設置、管理及び廃止
- 教育財産の管理
- 教育委員会や学校など教育機関の職員の任免その他の人事
- 児童・生徒等の就学、入学、転学、退学
- 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導
- 教科書その他の教材の取扱い
- 校舎などの施設や教具などの設備の整備
- 教育関係職員の研修
- 教育関係職員、児童・生徒等の保健、安全、厚生、福利
- 学校など教育機関の環境衛生
- 学校給食
- 青少年教育、女性教育、公民館事業など社会教育
- 文化財保護
- ユネスコ活動に関すること
- 教育に関する法人に関すること
- 教育に関する調査、統計
- 教育相談、広報
- その他教育に関すること

ウ 教育委員会任務の特例

以下の事務については、条例の定めるところにより町長が管理・執行しています。

- スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）

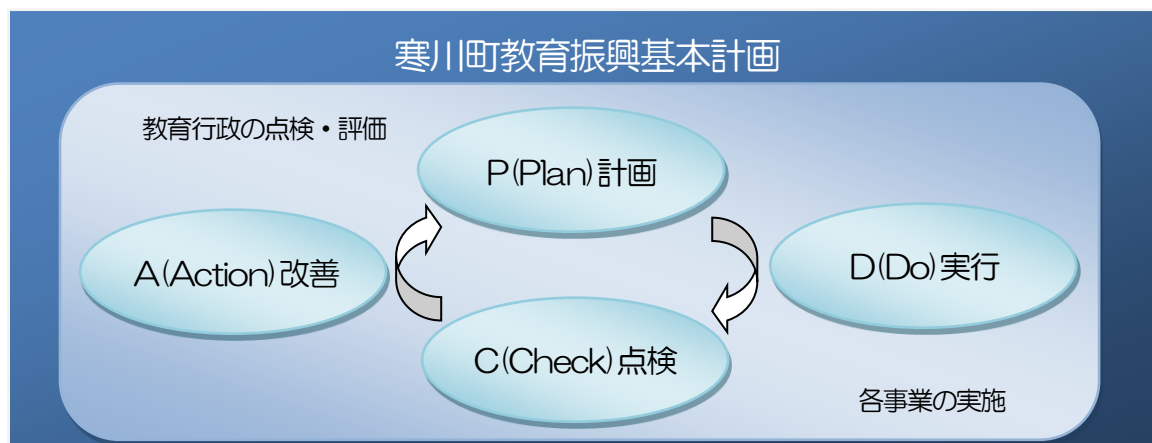
工 教育委員会の組織図



才 教育委員会の点検・評価

教育基本法の改正に伴い、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会の体制の充実・強化を目指して、平成 19 年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成 20 年4月から施行されました。改正の目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第 26 条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することとされました。

寒川町教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくために、点検・評価を実施し、その結果を毎年、報告書としてまとめています。点検・評価の対象事業は、その対象範囲として、学校教育、社会教育等に関することなど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 21 条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務としました。教育委員会が行っている事業について、教育委員会が自ら点検・評価（自己評価）を行い、各々の取組状況とそれに対する課題や改善策などを明らかにするとともに、点検・評価の客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方々（外部評価者）よりさまざまなご意見をいただいています。



(2) 教育関連法令等

ア 教育基本法

平成 18 年法律第 120 号(平成 18 年 12 月 22 日公布・施行)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

イ 国の教育振興基本計画の概要

第4期教育振興基本計画【概要】（令和5年度～9年度）より抜粋

我が国の教育をめぐる現状・課題・展望

教育の普遍的な使命：学制 150 年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行）

➤教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み

【社会の現状や変化】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・ロシアのウクライナ侵略による国際情勢の不安定化
- ・VUCA の時代（変動性、不確実性、複雑性、曖昧性）
- ・少子化・人口減少や高齢化
- ・グローバル化・地球規模課題
- ・DX の進展、AI・ロボット・グリーン（脱炭素）
- ・共生社会・社会的包摂
- ・精神的豊かさの重視（ウェルビーイング）
- ・18 歳成年・こども基本法

第3期計画期間中の成果

- ・（初等中等教育）国際的に高い学力水準の維持、GIGA スクール構想、教職員定数改善
- ・（学校段階横断）教育費負担軽減による進学率向上、教育研究環境整備や耐震化 等

第3期計画期間中の課題

- ・コロナ禍でのグローバルな交流や体験活動の停滞 ・不登校・いじめ重大事態等の増加
- ・学校の長時間勤務や教師不足
- ・地域の教育力の低下、家庭を取り巻く環境の変化 等

計画のコンセプト

【2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成】

- ・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて持続可能な社会を維持・発展させていく
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0 で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

【日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上】

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自己肯定感、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

※身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

今後の教育政策に関する基本的な方針

人生百年時代に複線化する生涯にわたって学び続ける学習者

①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成

- ・主体的に社会の形成に参画、持続的社会の発展に寄与
- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善、大学教育の質保証
- ・探究・STEAM教育、文理横断・文理融合教育等を推進
- ・グローバル化の中で留学等国际交流や大学等国际化、外国語教育の充実、SDGsの実現に貢献するESD等を推進
- ・リカレント教育を通じた高度人材育成

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

- ・子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システムの推進による多様な教育ニーズへの対応
- ・支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性（DE&I）ある共生社会の実現に向けた教育を推進
- ・ICT等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

- ・持続的な地域コミュニティの基盤形成に向けて、公民館等の社会教育施設の機能強化や社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
- ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進、家庭教育支援の充実による学校・家庭・地域の連携強化
- ・生涯学習を通じた自己実現、地域や社会への貢献等により、当事者として地域社会の担い手となる

④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

- ・DXに至る3段階（電子化→最適化→新たな価値（DX））において、第3段階を見据えた、第1段階から第2段階への移行の着実な推進
- ・GIGAスクール構想、情報活用能力の育成、校務DXを通じた働き方改革、教師のICT活用指導力の向上等、DX人材の育成等を推進
- ・教育データの標準化、基盤的ツールの開発・活用、教育データの分析・利活用の推進
- ・デジタルの活用と併せてリアル（対面）活動も不可欠、学習場面等に応じた最適な組合せ

⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話

- ・学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、ICT環境の整備、経済状況等によらない学び確保
- ・NPO・企業等多様な担い手との連携・協働、安全・安心で質の高い教育研究環境等の整備、児童生徒等の安全確保
- ・各関係団体・関係者（子供を含む）との対話を通じた計画の策定等

今後の教育政策の遂行に当たっての評価・投資等の在り方

【教育政策の持続的改善のための評価・指標の在り方】

- ・客観的な根拠を重視した教育政策のPDCAサイクルの推進
- ・調査結果（定量・定性調査）に基づく多様な関係者の対話を通じた政策・実践の改善
- ・データ等を分析し、企画立案等を行うことのできる行政職員の育成
- ・教育データ（ビッグデータ）の分析に基づいた政策の評価・改善の促進

【教育投資の在り方】

「人への投資」は成長の源泉であり、成長と分配の好循環を生み出すため、教育への効果的投資を図る必要。未来への投資としての教育投資を社会全体で確保。

公教育の再生は少子化対策と経済成長実現にとっても重要であり、取組を推進する。

- | | |
|--|--|
| ①教育費負担軽減の着実な実施及び更なる推進
・ 幼児教育・保育の無償化、高等学校等就学支援金
による授業料支援、高等教育の修学支援新制度等
による教育費負担軽減を着実に実施
・ 高等教育の給付型奨学金等の多子世帯や理工農系
の学生等の中間層への拡大 等 | ②各教育段階における教育の質の向上に向けた環境整備
・ GIGA スクール構想の推進、学校における働き方
改革、処遇改善、指導・運営体制の充実、教師の育
成支援の一体的推進 等 |
|--|--|



OECD 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保

今後 5 年間の教育施策

1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力
2. 豊かな心の育成
3. 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成
4. グローバル社会における人材育成
5. イノベーションを担う人材育成
6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成
7. 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂
8. 生涯学び、活躍できる環境整備
9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上
10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
11. 教育 DX の推進・デジタル人材の育成
12. 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化
13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働
15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
16. 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

(3) 寒川町立小・中学校の概要

令和8年3月現在



寒川小学校

所在地 寒川町宮山 934 番地 〒253-0106

電 話 0467(75)0032 FAX (75)2589

開 校 昭和22年4月1日
開校記念日 10月21日



学級数 21学級（うち特別支援学級3）

学校教育目標 「生きる力と 自信と夢がえられる 楽しい学校」

学校研究テーマ 「やりたいの気持ちがある子どもの育成」
～はてな・なるほど・だったらの授業づくりを通して～



一之宮小学校

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号 〒253-0111

電 話 0467(75)0058 FAX (75)0093

開 校 昭和36年4月1日
開校記念日 5月18日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「夢をもち、心豊かにたくましく、自ら学ぶ子どもの育成」
～やさしく かしく たくましく～

学校研究テーマ 「他者と考えを伝えあい、認め合いながら学ぶ児童の育成」
～考え、対話する道徳の実践～



旭小学校

所在地 寒川町倉見 1675 番地 3 〒253-0101

電 話 0467(75)0359 F A X (75)2586

開 校 昭和36年4月1日
開校記念日 6月26日

学級数 24学級（うち特別支援学級4）

学校教育目標 「かしこく やさしく たくましく」
～心豊かにたくましく、自ら深く学ぶ子どもの育成～

学校研究テーマ 「主体的・協働的に学ぶ子どもの育成」
～ICT を活用して～



小谷小学校

所在地 寒川町小谷四丁目5番1号 〒253-0103

電 話 0467(75)3671 F A X (75)3215

開 校 昭和55年4月1日
開校記念日 6月10日

学級数 18学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「知を育て 心を育み たくましく生きる子を育てる」

学校研究テーマ 「自ら課題解決に取り組む子どもを目指して」
～実生活につながる算数の授業づくり～





南小学校

所在地 寒川町一之宮九丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(74)7444 FAX (74)7496

開校 平成6年4月1日
開校記念日 6月26日

学級数 21学級（うち特別支援学級3）

学校教育目標 「共に学び 助け合い みんな 生き生きと」
～笑顔輝く心身ともに健康な みなみの子～

学校研究テーマ 「自分の考えを持つ・広げる・深める」
～考えの“すれ”を通して～



寒川中学校

所在地 寒川町一之宮三丁目9番1号 〒253-0111

電話 0467(75)0051 FAX (75)2583

開校 昭和22年5月1日
開校記念日 10月11日

学級数 11学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「自分大好き、友達大好き、学校大好き、生きるって素晴らしい！」

学校研究テーマ 「自分大好き 友達大好き 学校大好き 生きるって素晴らしい！」
～チーム寒中 とともに学び合い高め合う自己達成感～





旭が丘中学校

所在地 寒川町小動 933 番地 〒253-0102

電 話 0467(75)5553 F A X (75)3329

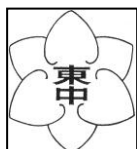
開 校 昭和47年4月1日
開校記念日 4月12日



学級数 21学級（うち特別支援学級4）

学校教育目標 「自分を知り、他者を認め、仲間と共に夢を追う」
～メタ認知と集団認知 対話と自律 そして自己実現～

学校研究テーマ 「共生的な学校環境の実現」
～肯定的、積極的な支援・指導の充実～



寒川東中学校

所在地 寒川町岡田 718 番地 〒253-0105

電 話 0467(74)0332 F A X (74)0976

開 校 平成元年4月1日
開校記念日 6月27日



学級数 14学級（うち特別支援学級2）

学校教育目標 「ゆたかな心とたしかな力をめざして」

学校研究テーマ 安心して過ごせる学校をめざして

(4) その他教育施設の概要

令和8年3月現在

◇町民センター



所在地 寒川町宮山165番地 〒253-0106
 電話 0467(74)2333 FAX (75)2239
 敷地面積 2,071.65㎡
 延床面積 3,602.73㎡
 開館 昭和54年11月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
1階	会議室	58.00	20
	展示室兼学習室1	129.00	140
	展示室兼学習室2	90.00	64
	視聴覚室	127.00	84
	和室	64.00	30
	談話室	40.00	12
2階	ホール	869.00	851
3階	講義室1	41.00	16
	講義室2	58.00	16
	小学習室	48.00	20

※講義室1, 2は中仕切を除けば1室として使用できます。
 ホールとしても使用できます。
 その他 展示コーナー、食堂、ロビー

◇町民センター分室



所在地 寒川町宮山934番地 〒253-0106
 (寒川小学校北棟内)
 電話・FAX 0467(75)0021
 管理面積 485.50㎡
 使用開始 平成22年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
1階	学習室A	63.00	30
	学習室B	63.00	30

◇北部公民館（北部文化福祉会館）



所在地 寒川町宮山2820番地1 〒253-0106
 電話 0467(74)1515 FAX (74)7405
 敷地面積 1,298.00㎡
 延床面積 1,188.10㎡
 開館 昭和57年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
1階	敬老室	25.00	10
	機能回復室	99.00	30
	展示ロビー	77.00	-
	集会室	203.00	100
	談話室	39.00	15
2階	実習室	55.00	15
	会議室	78.00	30
	和室	78.00	25
	プレイルーム	39.00	10
	総合図書館北部分室	78.00	10

◇南部公民館（南部文化福祉会館）



所在地 寒川町一之宮八丁目5番20号 〒253-0111
 電話 0467(75)0281 FAX (75)1777
 敷地面積 2,163.63㎡
 延床面積 1,497.64㎡
 開館 昭和58年4月1日

室名		面積 (㎡)	定員 (人)
A棟 1階	総合図書館南部分室	151.00	-
	展示コーナー	84.00	-
	敬老室	39.00	15
	機能回復室	52.00	10
	ふれあいルーム	40.56	10
A棟 2階	会議室	105.00	40
	和室	106.00	30
	実習室	68.00	20
	プレイルーム	43.00	15
	視聴覚室	68.00	25
B棟 1階	集会室	211.00	100

◇寒川総合図書館



所在地 寒川町宮山135番地1 〒253-0106
 電話 0467(75)3615 FAX (75)3669
 開館 平成18年11月3日

<館内の概要>

1階	●一般図書、新聞・雑誌、児童書 ●閲覧席 開架フロア36席 児童フロア43席 ●親子読書コーナー、おはなしのへや、企画展示室、録音室、対面朗読室、子どもインターネットコーナーなど
2階	●一般図書、参考図書、視聴覚資料 ●閲覧席43席、学習席23席 ●視聴覚コーナー5席、インターネットコーナー5席、参考閲覧室、レファレンスルームなど
3階	●学習室42席 会議室、ふれあいコーナー、ルーフガーデン、事務室など

<施設の概要>

施設内容	図書館及び文書館複合施設	
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造 地上4階地下1階建	
敷地面積	2,752.74 m ²	
建築面積	1,461.24 m ²	
延床面積	4,707.14 m ²	
各床面積	1階(図書館)	1,329.46 m ²
	2階(図書館)	1,238.95 m ²
	3階(図書館)	862.64 m ²
	4階(文書館)	844.36 m ²
	地下機械室	431.73 m ²

<開館時間・休館日>

開館時間	火曜日～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
休館日	月曜日 (休日に当たるときは、開館) 年末年始 特別整理日(年7日以内)

◇文化財学習センター



町立一之宮小学校内にある「文化財学習センター」では、土器、民具、歴史資料等の文化財を通して寒川の歴史が学べます。

<センター内の概要>

埋蔵文化財展示コーナー、レプリカ展示室、民俗文化展示室、学習室、事務室兼整理室、資料室

所在地 寒川町一之宮七丁目3番1号
 〒253-0111(一之宮小学校北棟内)
 電話・FAX 0467(75)1930

<閲覧日・閲覧時間>

閲覧日 予約制(祝日・年末年始を除く)
 閲覧時間 午前9時～午後4時

◇学校給食センター



町内にある小中学校8校分の約4,200食の給食を作っています。作っているところを外の見学通路から見学することができます。

見学は開館時間内であれば随時受け入れていますが、学校などの見学がある場合はお受けできない場合があります。また、大人数の見学は事前にお問い合わせください。

3階の食育ホールと食育サロンは、食に関する活動を行っている団体に対し、貸し出しを行っています。

所在地 寒川町宮山4018番地 〒253-0106
 電話・FAX 0467(75)6706
 敷地面積 4,447.32㎡
 延床面積 1,597.20㎡
 開館 令和5年8月10日

＜開館時間・休館日＞

開館時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
休館日	土・日曜日、祝日、年末年始

＜館内の概要＞

1階	●事務室 ●荷受室 ●配送準備室 ●洗浄室
2階	●調理室 - 検品室・下処理室・煮炊き室・揚焼室・炊飯室・アレルギー専用室
3階	●食育ホール（会議室兼試食室「食サロン」） ●食育実習室「ココロキッチン」 ●職員休憩室

＜食育ホールと食育サロンの利用方法＞

使用可能団体：食に関する活動を行っている団体

使用時間：午前9時～午後1時、午後1時～午後5時の2枠

使用料：4,000円／枠

予約方法：使用希望日の90日前から30日前までの間に指定様式によりセンター窓口にて申請



第2次寒川町教育振興基本計画【改定版】

令和8年 月発行

編集・発行 寒川町教育委員会

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165 番地

電話(0467)74-1111（代表）

議案第 4 号

令和 8 年度重点施策について

令和 8 年度重点施策について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 19 日提出

寒川町教育委員会
教育長 花 山 尚 人

提案理由

令和 8 年度教育関係の重点施策を策定するため提案する。

令和8年度

重点施策

(案)

寒川町教育委員会

はじめに

寒川町教育委員会では、令和3年度に第2次寒川町教育振興基本計画（令和3年度～令和10年度。以下、「基本計画」という。）を策定し、令和7年度 of 教育委員会組織の見直しに伴い基本方針等を見直しを行うため、令和8年度に改定いたしました。

また、この基本計画に基づく各施策を、令和3年度から令和7年度の5年間で前期実施計画として、令和8年度から令和10年度までを後期実施計画の期間として取り組みを進めております。

今日、人口減少・少子高齢化、グローバル化や新型コロナウイルス感染症による影響など、我々を取り巻く環境は大きく変化しています。基本計画及び実施計画により示した各施策・取組をそうした社会状況に合わせ、より実効性のあるものにするため、年度ごとに特に重点的に取り組む施策を明確に示した重点施策を定めています。

この度、令和8年度に取り組む重点施策を学校教育について5施策10事業、社会教育について4施策8事業として取りまとめました。

学校教育の分野では、紙の教科書とデジタル（ICT）の両方のよいところを活かしながら、これまで以上に「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の取り組みを活性化してまいります。

また、社会教育の分野では、前述の社会状況の変化に加え、地域コミュニティでの人間関係の希薄化、地域や家庭の教育力の低下などの課題に直面しており、これまで以上に人々の学びや、学びを力にした地域づくり、そして、多世代交流による青少年の健全育成の取り組みを進めてまいります。

以上の点を踏まえ、令和8年度の寒川町教育委員会の施策を着実に進めてまいります。

令和8年3月 教育委員会

令和8年度 重点施策一覧

学校教育		ページ
1	学力向上に向けた主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善の充実を図ります。	
1	「主体的・対話的で深い学び」につながる授業実践及び指導と評価の一体化の推進等、今日求められる教育課題に関する校内研究会及び教職員研修会等の充実	1
2	学習形態や指導方法等の工夫を通じた一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	1
2	特別の教科 道徳の時間を要とした教科等の指導を通して、児童・生徒指導の充実を図ります。	
1	様々な体験的な学習等における児童・生徒の主体的な活動を通じて自己決定の場を設定し、自他を尊重する態度の育成といじめのない学級・学校づくりの推進	2
2	「特別の教科 道徳」の特質を踏まえ、自ら考え判断し行動できる力を育む教育活動全体を通じた道徳教育の充実	2
3	支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育環境を整備します。	
1	一人ひとりの教育的ニーズに合った学びの場で、適切な支援を受けながら学習することができる特別支援教育の充実	3
2	児童相談所等の他機関との連携をした学校生活に不安や課題を抱える児童・生徒への相談指導体制の充実	3
4	質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する機会の充実を図ります。	
1	小学校英語専科教員の配置及び各外国人指導者(FLT)の小・中学校への常駐配置による指導体制の強化を通じた外国語教育の推進	4
2	外国語教育推進リーダー研究会を通じた組織的な研究体制及び情報共有の充実	4
5	情報活用能力を含む学力向上に向けたICT機器を効果的に活用する授業の展開を図ります。	
1	ICT機器等の整備による新学習指導要領に対応した分かりやすい授業の展開に向けた授業研究体制及び教職員研修の充実	5
2	ICT支援員の配置による各校のニーズに応じた情報教育に係る支援の充実	5

社会教育		ページ
	1 社会の持続的発展のための学びの推進	
	1 公民館利用者の活性化を目指した、サークル入会体験フェスタやサークル育成講座などの事業の実施	6
	2 町民の読書活動を支援するボランティア活動の充実	6
	2 多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援	
	1 子どもに地域での学習活動へ参加する動機づけ及び継続的な参加の奨励	7
	2 子育て家庭を支援するため、子育てや大人と子どものふれあう学習機会の充実	7
	3 読書習慣の定着を目指した子ども読書推進活動の充実	8
	3 郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります。	
	1 近代文化財の調査研究の推進	9
	2 講座や展示等を充実させ、町民が寒川町の文化財を知る機会の充実	9
	4 多世代交流による青少年の健全育成機会の創出	
	1 青少年の健やかな成長の支援	10

学 校 教 育

重点施策 1

学力向上に向けた主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善の充実を図ります。

		担当課	学校教育課
1-1	「主体的・対話的で深い学び」につながる授業実践及び指導と評価の一体化の推進等、今日求められる教育課題に関する校内研究会及び教職員研修会等の充実		
主な取組	教職員の資質向上事業、教育活動充実事業		
事業概要	時代と共に変化する今日的教育課題に対応するため、教職員のニーズも踏まえながら、町独自に教職員を対象とした授業づくりや学級経営、教育相談、支援教育などに関する研修会・講演会を計画的に開催する。 各小・中学校において、学習指導要領を踏まえた校内研究を推進するため、外部講師を招聘しての講演会などを通して最新の教育実践に係る知見を得る。研究授業に対する外部講師や指導主事による指導助言を通して各教職員に対する実践的な授業改善を図っていく。併せて、各小・中学校の校内研究を公開・交流し、寒川町全体に還元しながら教育の質的向上を図る。また、さむかわ学びっ子育成推進委員会を組織し、各校の校内研究について、情報共有及び改善を目的として年4回の推進委員会を実施する。		
成果指標	自己の授業改善につながると感じた教職員の割合 (教職員研修会・教育講演会事後アンケートより)		目標値
			85%

		担当課	学校教育課
1-2	学習形態や指導方法等の工夫を通した一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実		
主な取組	少人数教育推進事業		
事業概要	各小・中学校に少人数学習補充教員・補助員を1名ずつ配置して、小グループ又はティーム・ティーチングによって学習形態や指導方法を工夫した授業を展開する。 これにより、児童生徒の発言・表現を十分に促しながら、個々の学習状況の把握や適切な対応などといった、きめ細かい指導を図る。また、グループディスカッションや学び合い・教え合いといった集団での学習活動を組み込むことにより、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進める。		
成果指標	算数などの少人数学習や先生が複数いる中で学習することにより、授業が分かりやすいと感じた児童の割合		目標値
			80%

学校教育

重点施策 2

特別の教科 道徳の時間を要とした教科等の指導を通して、児童・生徒指導の充実を図ります。

		担当課	学校教育課
2-1	様々な体験的な学習等における児童・生徒の主体的な活動を通じて自己決定の場を設定し、自他を尊重する態度の育成といじめのない学級・学校づくりの推進		
主な取組	豊かな心・文化育成事業		
事業概要	「寒川町いじめ防止基本方針」を踏まえて、いじめの未然防止に組織的に努めるとともに、各教科においては児童・生徒の良い部分を認め、価値づけを行い、その他、実習や旅行的行事、校外学習、運動会、体育祭など、様々な体験的な学習等において児童・生徒の主体的な活動を通じて自己決定の場を設定し、自己肯定感及び他者尊重の態度を育み、いじめの起きない学校づくりを目指す。 また、演劇や音楽など本物に触れる機会を芸術鑑賞として設けることにより、児童生徒に情操豊かな心の育成を図る。		
成果指標	自分にはよいところがあると思う児童・生徒の割合 (全国学力・学習状況調査より)	目標値	
		70%	

		担当課	学校教育課
2-2	「特別の教科 道徳」の特質を踏まえ、自ら考え判断し行動できる力を育む教育活動全体を通じた道徳教育の充実		
主な取組	教育活動充実事業		
事業概要 (Plan)	新学習指導要領に基づいて教育活動全般において道徳性を育むために、特別の教科道徳を核として道徳教育の推進を図る。県道徳教育研修会や町道徳教育研修会における外部講師からの助言や得られた知見を基に、各校の道徳推進教師を中心として授業の改善を進める。 さらに、各教科や特別活動、学校行事、体験活動、部活動等の教育活動全体を通して、生命を尊重する心や自他を大切にしている心を実践的に育む。		
成果指標 (Do2) (Check1)	命を大切にし、自分や仲間を大切にしている児童・生徒の割合 (児童・生徒アンケートより)	目標値	
		100%	

学校教育

重点施策 3

支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育環境を整備します。

		担当課	学校教育課
3-1	一人ひとりの教育的ニーズに合った学びの場で、適切な支援を受けながら学習することができる特別支援教育の充実		
主な取組	特別支援教育推進事業		
事業概要	多様な教育的ニーズをもつ児童・生徒について、子ども一人ひとりの特性及び心身の発達の段階等を把握し、個に応じた学びの場の中で、適切な支援を受けることができるよう、保護者との教育相談及び就学相談を行う。 また、教育相談等を踏まえて、特別支援学級や全校に設置された通級指導教室（「ことばの教室」及び「自立の教室」）などの個に応じた学びの場に適切につなげていく。		
成果指標	教育的ニーズに合った就学相談の実施	目標値	

		担当課	学校教育課
3-2	児童相談所等の他機関との連携をした学校生活に不安や課題を抱える児童・生徒への相談指導体制の充実		
主な取組	教育相談事業		
事業概要	多様な支援を必要とする児童・生徒に対して、学校が外部機関と連携することにより、よりよい対応につなげられるよう、日常的な情報共有等を通じて、支援を必要とする児童・生徒やその保護者の支援や教育相談を行う。 また、寒川町相談指導教室を核とした不登校児童・生徒に対する相談体制の充実を図り、多様な支援を必要とする児童・生徒、保護者のニーズを受け止めながら、教育相談を行う。		
成果指標	児童・生徒や保護者、学校のニーズに応じた教育相談の実施	目標値	

学 校 教 育

重点施策 4

質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する機会の充実を図ります。

		担当課	学校教育課
4-1	小学校英語専科教員の配置及び各外国人指導者 (FLT) の小・中学校への常駐配置による指導体制の強化を通じた外国語教育の推進		
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業		
事業概要	県内で唯一、外国人指導者 (FLT) を全小・中学校に常駐配置し、外国語授業でFLTと日本人教員との互いの強みを生かしたチーム・ティーチングを行い、授業の質を向上させる。さらに、外国語の授業以外の教科や、行事、部活動など学校生活全般においてFLTとのやり取りを通じて外国語の使用機会及び言語や文化についての体験的な学習等の充実を図る。 小学校における外国語教育の教科化に伴って、教員に更なる専門性及び小・中学校間の円滑な接続が求められる中、外国語に関する資格を有する小学校英語専科教員を小学校に配置し、中核的な役割として、より適切な指導・評価計画の作成、教材開発等を行い、各小学校と共有するなど、専門性を一層重視した指導体制を構築する。		
成果指標	FLTとの授業における外国語を楽しく学んでいる児童・生徒の割合 (児童・生徒アンケートより)	目標値	
		92%	

		担当課	学校教育課
4-2	外国語教育推進リーダー研究会を通じた組織的な研究体制及び情報共有の充実		
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業		
事業概要	各小・中学校から1名ずつ外国語教育を推進するリーダーを選出し、各校の外国語教育の実践を推進するとともに、町立小・中学校の外国語教育について、義務教育9年間を見据えた授業を行えるよう、組織的に授業内容(カリキュラム)及び指導・評価方法等の研究を行う。 さらに、FLT、小学校英語専科教員及び町教育委員会外国語教育担当指導主事との連携を深め、情報共有や意見交換等を通じて、組織的に寒川の子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の育成を図る。		
成果指標	英語の勉強が好きな児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査より)	目標値	
		60%	

学 校 教 育

重点施策 5

情報活用能力を含む学力向上に向けた I C T機器を効果的に活用する授業の展開を図ります。

		担当課	学校教育課
5-1	ICT機器等の整備による新学習指導要領に対応した分かりやすい授業の展開に向けた授業研究体制及び教職員研修の充実		
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業		
事業概要	GIGAスクール構想において導入された、児童・生徒用1人1台タブレットを効果的に活用するために、定期的にICT担当者会及びICTに関する教育課題研究部会を組織・開催し、授業研究体制の構築を図る。 また、各学校のニーズを踏まえた教職員研修の充実を図るとともに、児童・生徒にとって学習内容の定着や深い学びへとつながる授業の展開を目指す。		
成果指標	寒川町学年別確認問題(※)の平均正答率 (※毎年度、町で実施しているもの)		目標値
			70%

		担当課	学校教育課
5-2	ICT支援員の配置による各校のニーズに応じた情報教育に係る支援の充実		
主な取組	小・中学校グローバル教育推進事業		
事業概要	新学習指導要領では、3つの資質・能力を育むとともに、資質・能力の一つとして位置づけられた情報活用能力を育成することが求められている。この資質・能力を育むためには、GIGAスクール構想において導入されたタブレット端末を効果的に授業で活用することが大事である。そのために、教育現場で即時的にニーズやトラブルに対応できるよう、専門性を生かしたICT支援員を配置するなど、教職員の支援体制の充実を図る。 また、今年度から更新される新たなタブレット端末を授業の中でより効果的に活用するための支援や、昨年度ハード・ソフトともに更新された校務用PCの操作への支援を通して、児童・生徒の資質・能力を育んでいく。		
成果指標	タブレット端末を活用した学習について有用感を感じている割合(児童・生徒アンケートより)		目標値
			80%

社会教育

重点施策 1

社会の持続的発展のための学びを推進します。

		担当課	生涯学習課
1-1	公民館利用者の活性化を目指した、サークル入会体験フェスタやサークル育成講座などの事業の実施		
主な取組	公民館サークルの育成・支援		
事業概要	サークル入会体験フェスタ、サークル育成講座、公民館まつり等のサークル育成・支援を目的とした事業を行います。 【3館共通】 公民館まつり サークル入会体験フェスタ(5月・11月) 各館の利用者の会に登録しているサークルが講師となるサークル育成講座の実施		
成果指標	利用者の会登録団体数	目標値	
		179団体	

		担当課	生涯学習課
1-2	町民の読書活動を支援するボランティア活動の充実		
主な取組	図書館ボランティアの育成		
事業概要	地域の読書活動推進の担い手として、子どもの読書活動や図書館サービスを支援するボランティアの育成 【総合図書館】 読み聞かせボランティア、書架整理ボランティア		
成果指標	図書館ボランティア登録人数	目標値	
		27人	

社会教育

重点施策 2

多様化する家庭環境に対して、地域全体での家庭教育の支援

		担当課	生涯学習課
2-1	子どもに地域での学習活動へ参加する動機づけ及び継続的な参加の奨励		
主な取組	さむかわゆうゆう学園の実施		
事業概要	町内在住在学の未就学児から15歳までの子ども達に地域での学習機会を提供し、学校以外で子ども達が学びに目を向ける動機づけとなるよう、町の機関等が実施する子どもを対象とした講座等を「さむかわゆうゆう学園」として集約し、広報さむかわや子ども生涯学習情報紙「すきっぷ」で情報発信を行います。 子ども達が豊かな人間性を育むための様々な体験や人間関係を育む機会の充実を図りながら、幼少期から生涯学習活動に親しみ、主体的に参加する意欲を醸成し、継続的学習の意識づけとなるよう参加スタンプカード制度を実施し、1回参加するごとにスタンプ1個を配布し、10個以上集めて申請をした子どもに年1回修了証を授与します。 ・スタンプカードの配布(講座参加時に随時) ・さむかわゆうゆう学園修了証授与式(3月)		
成果指標	ゆうゆう学園修了証交付人数	目標値	
		56人	

		担当課	生涯学習課
2-2	子育て家庭を支援するため、子育てや大人と子どものふれあう学習機会の充実		
主な取組	家庭教育支援に関する事業		
事業概要	公民館講座等で家庭教育支援や青少年の体験活動充実に関する学習機会を提供します。 《親子対象事業》 【町民センター】ママとベビーのふれあい体操、星空観察会、【北部公民館】親子ホタル観察会、おはなし図書館、親子料理教室、【南部公民館】親子リトミック教室、親子ミニ運動会、親子でクラフト教室、おはなし広場 等 《青少年対象事業》 【3館共通】さむかわイングリッシュキャンプ、書き初め大会 【町民センター】書道教室、絵画教室、子ども茶会 【北部公民館】科学実験教室、モザイクアート教室 【南部公民館】料理教室、七宝焼き体験		
成果指標	公民館講座等の親子・青少年対象事業の参加人数	目標値	
		5,650人	

		担当課	生涯学習課
2-3	読書習慣の定着を目指した子ども読書推進活動の充実		
主な取組	子ども対象の読書活動推進に関する事業の実施		
事業概要	学校と連携し、子どもの読書活動を推進します。 《小学生対象事業》 小学1年生対象の利用登録啓発チラシの配布、「わくわく読書マラソン」(夏休み期間中の読書記録カードで10冊以上達成者に記念品贈呈)の実施、ジュニア司書養成講座の開催及びジュニア司書認定者の年間活動の実施 《学校との連携事業》 小学生の図書館見学(図書館たんけん)の実施、中学校図書委員会活動と連携した読書啓発活動		
成果指標	わくわく読書マラソン参加人数	目標値	
		227人	

社会教育

重点施策 3

郷土の歴史に対する関心を高め、文化財に対する保護意識の向上を図ります。

		担当課	生涯学習課
3-1	近代文化財の調査研究の推進		
主な取組	文化財保護事業		
事業概要	町内の近代文化財、特に西寒川支線跡の調査研究の推進を図り、保存整備に関する方針を検討し、文化財の保護を図る。		
成果指標	近代文化財に関する調査等の回数	目標値	
		2回	

		担当課	生涯学習課
3-2	講座や展示等を充実させ、町民が寒川町の文化財を知る機会の充実		
主な取組	文化財学習センター事業、公民館運営事業		
事業概要	・事業や文化財学習センター事業、公民館事業において実施される各歴史文化財関連事業を「寒川町郷土歴史・文化財普及啓発事業」として連携・協力を強化し、より多くの人に郷土の歴史文化に関する事業を提供していく。		
成果指標	事業の参加人数	目標値	
		350人	

社会教育

重点施策 4

多世代交流による青少年の健全育成機会の創出

		担当課	生涯学習課
4-1	青少年の健やかな成長の支援		
主な取組	青少年健全育成事業		
事業概要	青少年の健全育成に向け、幅広い年齢層や多様な人々との交流や体験を通して、自主性や社会性を育むことができる事業を開催する。事業に参加する青少年への支援や様々なレクリエーションを提供するジュニア・リーダーへ行政ポイントを付与する。		
成果指標	ジュニア・リーダーズクラブの会員数	目標値	
		18人	

議案第 5 号

令和 8 年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について

令和 8 年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 19 日提出

寒川町教育委員会
教育長 花 山 尚 人

提案理由

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、令和 8 年度寒川町立小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について提案する。

令和8年度小・中学校の夏季休業日における授業日の変更について

◆ 授業日とする日

○小学校 … 変更なし

○中学校 … 8月31日（月）

◆ 参考資料

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則【抜粋】

（休業日）

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- （1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （2） 日曜日
- （3） 土曜日
- （4） 学年始休業日 4月1日から4月4日まで
- （5） 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- （6） 冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- （7） 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ寒川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得て、同項第4号から第7号までに規定する休業日を学校運営に必要な限度において変更することができる。

令和8年3月2日

寒川町教育委員会教育長 様

寒川町中学校長会長

大 野 郁 子
(公 印 省 略)

令和8年度寒川町立中学校夏期休業日について

寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条（5）により、夏期休業は7月21日から8月31日までとされています。しかし、望ましい教育課程の編成をおこなおうとすると長期休業を短縮し授業日を増やすことが必要となります。
中学校3学年の調和のとれた教育課程の編成ができるよう、同規則3条の2に基づき、夏期休業を以下の通りの日程とすることをご承認いただきたくお願いします。

記

○令和8年度 寒川町立中学校 夏期休業日
7月18日から8月30日まで

以上

議案第 6 号

寒川町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理 健康確保措置実施計画について

寒川町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 19 日提出

寒川町教育委員会
教育長 花 山 尚 人

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日より施行される改正「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等の一部を改正する法律」及び文部科学大臣の指針に基づき、寒川町立小・中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について提案する。

寒川町立小・中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和８年〇月

寒川町教育委員会

目 次

1.計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

Ⅰ．計画の趣旨・現状

(Ⅰ) 計画の趣旨

本計画は、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童・生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、よりよい教育を行うことを目的として、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき策定するものである。

第２次寒川町教育振興基本計画の基本理念に掲げている「よく学びよく遊び よく生きる」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員の働きやすさ・働きがいという意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

寒川町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者や地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、寒川町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) 現状

本町では、次のとおり県教育委員会と共通の目標を設定している。

特別措置法による対象は教育職員であるが、県教育委員会と共通の目標での対象は教員であることから、本計画の対象は教員とする。

本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月28時間	37.4%	5.8%
中学校	月44時間	52.4%	22.6%

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 長時間勤務の是正

時間外在校等時間 月45時間超の教員の割合 0%
年360時間超の教員の割合 0%

(2) ウェルビーイングの向上

「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教員の割合 80%以上
「仕事にやりがいがある」と感じている教員の割合 80%以上

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

「学校と教師の業務の3分類」は、文部科学省が2019年中央教育審議会の答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」にて、業務を「(ア) 学校以外が担うべき業務」「(イ) 教師以外が担うべき業務」「(ウ) 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」に整理された。

教員の多忙化を解消し、授業の質向上や児童生徒と向き合う時間を確保するために作られ、学校の業務を仕分けることで、教員が本来行うべき「授業準備」や「生徒指導」に時間を使える環境を目指している。

(ア) 学校以外が担うべき業務

① 校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応

- ・放課後の日常的な見守りや勤務時間外における校外の日常的な見回りについては、学校による対応は原則行わないこととする。
- ・児童・生徒が補導等された時の対応については、保護者が第一義的責任を有することを踏まえた上で、児童・生徒の状況に関し緊急の措置が必要な特別の場合を除き、学校による対応は原則行わないこととする。

② 学校徴収金等の徴収・管理

- ・令和5年度より導入した給食費の公会計については、引き続き実施する。
- ・その他の私費会計業務については、業務の簡素化やスクールサポートスタッフ（教員業務支援員）の活用等を図りなが

ら、教員の業務負担軽減に向けたあり方を検討する。

- ③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応
- ・ 神奈川県スクールロイヤー等の弁護士等の専門家を活用し、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

(イ) 教員以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答
- ・ 学校事務体制の強化のため、事務ブロック内（本町教育委員会における事務連携組織内に隣接する複数の学校で構成するブロック）での連携強化や教育委員会と事務職員との連携を進める。
 - ・ スクールサポートスタッフによる事務的な補助を推進する。
 - ・ 調査内容を毎年度精査し、調査回数の削減や回答方法の工夫などによるさらなる負担軽減を図る。
- ② 学校プールの管理
- ・ 学校プールの清掃においては、引き続き業者による清掃を行う。学校プール施設の老朽化により使用できない学校については民間へ委託し、学校プール管理の負担軽減を図る。
- ③ 部活動
- ・ 適切な休養日等の設定を遵守する。
 - ・ 朝練や引率などのあり方について検討する。
 - ・ 中学校部活動指導協力者などの活用により、教員の負担軽減を推進する。

(ウ) 教員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

① 授業準備、学習評価や成績処理

- ・ ICT の活用、教材の共有等を進めるとともに、ICT 支援員による技術支援などによる負担軽減を進める。
- ・ スクールサポートスタッフによる事務的な補助を推進する。
- ・ 効率的な学習評価や成績処理をするため、校務支援システムの運用を進める。

② 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

- ・ 町費会計年度任用職員（ふれあい教育支援員、特別支援学級補助員）などの配置により、教員の負担軽減を図る。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、町心理士等による連携・協働を深め、支援体制の充実を図る。

(2) 学校における措置の推進

学校における働き方改革の取組の実効性を高めるためには、「働きやすさ」と「働きがい」の両立が重要である。

児童・生徒や学校の実情を踏まえた教育活動の重点化、業務の廃止も含めた精選を行うと同時に、教員相互、教員と保護者等との信頼関係の構築を進めるといった学校マネジメントの実現をめざし、時間外在校等時間の縮減に向け取り組む。

- ・ 授業時数の見直しと併せて、放課後に行われる児童・生徒の活動時間(補習及び部活動を含む。)の設定を見直すなどの工夫を行う。
- ・ 学校行事については、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合し、保護者や地域等と連携した運営を進める。
- ・ 職員会議など各種会議について見直しを行い、ルールの徹底

や廃止、縮減など合理化を進める。

- ・ 学校運営の改善を図るため、学校管理職等が働き方改革の視点を持ち、改善策を講ずる。
- ・ ノー残業デーの実施等により、ワークライフバランスの向上を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・ 希望者や長時間勤務の対象となる教員については、産業医等による助言・指導などを受けられるようにする。
- ・ 心身の健康問題における相談窓口などについては、町長部局や神奈川県などの関係機関と連携を図り、より効果的な運用を図る。
- ・ 年次休暇の取得促進や学校閉庁日の設定、完全退勤時間の設定及び遵守など、これまでの取組を引き続き推進する。
- ・ 学校現場の実情を踏まえ、柔軟な働き方を推進するための環境整備について検討する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組を着実に実行するため、毎年度、総合教育会議において報告するとともに、計画の実施状況を公表する。

- ・ 働き方改革を推進する上で、教員の意識をはじめとする自校の状況や課題を校長が把握し、改善することが重要であることから、校長の効果的なマネジメントを支援する。
- ・ 教員を対象とした働き方改革に係る意識調査を実施し、取組に対する受け止めや、改革を進めるための意見や要望などを把握し、効果的な活用を図る。

- ・特に若手教員が働きやすい環境となるよう、ワーキングチームやアンケートの実施など、意見を聞く機会を積極的に設けて取組に繋げる。

議案第 7 号

寒川町立中学校における部活動の活動指針の一部改正について

寒川町立中学校における部活動の活動指針の一部改正について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 19 日提出

寒川町教育委員会
教育長 花 山 尚 人

提案理由

寒川町立中学校の部活動について、自主性を尊重した活動が適正に展開できるよう、寒川町立中学校における部活動の活動指針の一部改正を提案する。

○寒川町立中学校における部活動の活動指針の一部を改正する新旧対照表

旧	新
4 顧問等について 顧問は、自校の教職員をもって充てます。顧問は、中学校における部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、生徒の指導にあたります。 外部指導者_____の活用として、校長が、教職員以外に指導者を求める場合には、指導者の存在が生徒に与える影響が大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である部活動の意義に対する理解とともに、指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱します。 ～略～ 6 活動・練習試合・公式大会等について ～略～ (6) 引率について ア <u>練習試合、大会など校外で活動をする時は、必ず教員が引率し、できるだけ複数の引率で先頭と最後尾に位置し（一人の場合は最後尾）、生徒の状況を把握し対応する。</u> _____ イ <u>原則、自転車での移動はしない。</u> _____ _____ _____ ウ <u>出発前に生徒に対して事前指導を行い、移動中の事故防止に努める。</u> _____	4 顧問等について 顧問は、自校の教職員をもって充てます。顧問は、中学校における部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、生徒の指導にあたります。 外部指導者<u>（部活動指導協力者を含む。）</u>の活用として、校長が、教職員以外に指導者を求める場合には、指導者の存在が生徒に与える影響が大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である部活動の意義に対する理解とともに、指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱します。 ～略～ 6 活動・練習試合・公式大会等について ～略～ (6) 引率について ア <u>生徒が、大会や練習試合等で校外において活動する場合は、必ず教職員が引率する。</u> <u>ただし、湘南地区（茅ヶ崎・寒川・藤沢・鎌倉）内に所在する会場への移動については、教職員等による引率を必要としない。</u> イ <u>保護者から学校に届出書の提出がある場合は、寒川町内に所在する会場への移動（自宅から自校への移動を除く。）に限り、自転車の使用を可とする。</u> ウ <u>学校は、生徒の移動手段に応じた注意事項や緊急時の連絡方法等の安全指導を十分に行い、移動中の事故防止等に努める。</u> この方針は、令和8年4月1日から施行する。

寒川町立中学校における部活動の活動指針

平成30年5月
(平成31年4月一部改正)
(令和8年4月一部改正)
寒川町教育委員会

1 中学校における部活動の意義

中学校における部活動については、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」(平成29年告示「中学校学習指導要領」総則より)とあります。

部活動はその活動を通して、生徒に運動や文化に親しむ喜びを味わわせ、豊かで健やかな育成にもつながる大変有意義な活動と言えます。

また、仲間とともに活動することを通して、ねばり強く最後までやり遂げようとする力や、お互いに励まし合って工夫したり困難を乗り越えようとしたりするなど、達成感や充実感など豊かな心が育まれることも期待できます。

こうした生徒の豊かで健やかな育成のためにも、中学校における部活動は、顧問等の適切な指導のもと、生徒の能力、適性、興味・関心に応じながら、自主性を尊重した魅力ある活動が適正に展開されるよう配慮することが大切です。

2 中学校における指導方針及び基本計画

- (1) 部活動の指導にあたっては、担当顧問の意思のみで行われることなく、学校教育活動の一環として校長を中心とした責任体制のもと、学校の指導方針に沿って行います。
- (2) 指導方針は、上記の意義を踏まえつつ、各学校の教育目標、生徒の実態を考慮して、次の事項に配慮します。
 - ア 生徒の豊かで健やかな育成という部活動の基本的意義を踏まえ、勝利や成功至上主義に陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重した運営に努めます。
 - イ 生徒の部活動に対する多様なニーズに応え、一人ひとりが自己実現できるような指導に努めます。
 - ウ 生徒の健康面・安全面への配慮及び教員の長時間勤務の解消等の観点から、練習日数や一日あたりの練習時間、休養日の適切な設定を行います。
- (3) 各学校において、学校の指導方針に基づいた部活動の基本方針について校内での共通理解を図ります。
- (4) 保護者に積極的に情報を発信し、理解を得ながら連携協力して活動を進めます。

3 部活動の位置づけと設置について

部活動は教育活動のひとつであり、学校教育目標及び部活動の指導方針等により学校の校務分掌等に明確に位置づける必要があります。部の設置にあたっては、生徒の希望、指導者の有無、施設設備等の条件を踏まえて適切に設置します。

4 顧問等について

顧問は、自校の教職員をもって充てます。顧問は、中学校における部活動の意義を十分に踏まえ、学校の教育目標が具現化されるよう、校長の責任のもと全教職員と連携協力し、生徒の指導にあたります。

外部指導者（部活動指導協力者を含む。）の活用として、校長が、教職員以外に指導者を求める場合には、指導者の存在が生徒に与える影響が大きいことを考慮し、学校教育活動の一環である部活動の意義に対する理解とともに、指導者としての資質と能力を備えた人材を年度ごとに委嘱します。

5 経費について

部活動の経費については、必要かつ最小限にとどめるよう運営の改善に努めるとともに、会計報告を適切に行い、校内において共通理解を図ります。

6 活動・練習試合・公式大会等について

練習日、練習時間及び練習試合については、校長の承認のもと、顧問が作成した計画に基づいて行います。

（１）活動日

ア 1週間の中で原則2日以上以上の休養日（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）を設けることとする。また、月曜日から金曜日までの朝の始業前の練習についても1日以上以上の休みを設けることとする。

土曜日、日曜日、祝日に活動をする必要がある場合は、生徒のバランスのとれた生活や成長段階からみて無理のない範囲の活動とする。

イ 長期休業中は、休業中の生徒の家庭での生活を考慮し、ある程度まとまった休養日を設けるとともに、生徒の十分な休養に配慮する。

（２）活動時間等

- ア 平日の練習時間は、最終下校時刻（１０分前には終了を目安）までを原則とする。
- イ 土曜日、日曜日、祝日、長期休業日の活動時間は、半日を原則とする。試合や発表会前として午前と午後に練習等の活動を行う場合は、顧問が事前に校長の承認を得ること。
- ウ 気象状況により活動時間を適切に調整する。特に夏季は熱中症などの予防対策に努める。
- エ 冬季は日没が早いと、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。
- オ 水分補給や休憩時間を適切に取り入れ、生徒の健康面に配慮する。

（３）練習試合（校外）

- ア 練習試合の範囲については、原則として県域内とする。
- イ 練習試合は、生徒の成長段階からみて月３回以内を目安とする。
- ウ 実施にあたっては、顧問が、練習相手、試合日、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得ること。

（４）公式大会

公式大会へ参加する場合は、顧問が事前に、大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した計画書を校長に提出し、承認を得ること。

（５）校外活動

文化部において校外で活動を行う場合（見学含む）、実施にあたっては、顧問が、日程、場所、時間、引率等について、事前に校長の承認を得ること。

＊（３）～（５）については別添を参考に各校で様式を作成し校長に提出すること。

（６）引率について

- ア 生徒が、大会や練習試合等で校外において活動する場合は、必ず教職員が引率する。
ただし、湘南地区（茅ヶ崎・寒川・藤沢・鎌倉）内に所在する会場への移動については、教職員等による引率を必要としない。
- イ 保護者から学校に届出書の提出がある場合は、寒川町内に所在する会場への移動（自宅から自校への移動を除く。）に限り、自転車の使用を可とする。
- ウ 学校は、生徒の移動手段に応じた注意事項や緊急時の連絡方法等の安全指導を十分に行い、移動中の事故防止等に努める。
 - 例 ・交通ルールを守る。
 - ・しゃべりながらの移動はしない。
 - ・目的地まで全員で同じ道を通る。グループが分断した場合は後ろのグループを待つ。
- エ 万一事故が発生した時は、すみやかに必要かつ適切な対応を行う。

例

- ・負傷者の救護、必要があれば１１９番通報。
- ・警察への通報と指示を仰ぐ。
- ・学校、保護者への連絡。

7 保護者への連絡

部活動の活動方針、活動計画、大会等の日程、費用などの情報は、校内での共通理解とともに、顧問から保護者へ事前に連絡周知を図ります。

特に部活動における費用については、事前連絡を徹底し、適切に会計報告を作成し保護者に周知します。

<参考様式>

部活動における校外活動計画書

(月 日提出)

部活動名	部
顧問名（引率者）	
大会名 (練習試合の場合はその旨を明記)	
日 時	月 日 () (: ~ :)
場 所	
参加生徒人数	
交通手段・費用など	(※生徒への配付プリントの添付でもよい)

議案第 8 号

寒川町立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

寒川町立学校施設使用条例施行規則の一部改正について、別紙のとおり提案する。

令和 8 年 3 月 19 日提出

寒川町教育委員会
教育長 花 山 尚 人

提案理由

寒川町公共施設利用予約システム（e-kanagawa施設予約システム）の更新に伴い、様式を変更するため提案する。

寒川町立学校施設使用条例施行規則を一部改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

寒川町教育委員会教育長 花 山 尚 人

寒川町教委規則第 号

寒川町立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町立学校施設使用条例施行規則（昭和54年寒川町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

寒川町立学校施設使用許可申請書

受付番号

申請日 年 月 日

（あて先）寒川町教育委員会

◎申請者情報

利用者番号

利用者名

代表者名

代表者住所

代表者電話番号

申込者名

申込者住所

申込者電話番号

◎使用情報

利用施設

利用目的

◎使用一覧

次のとおり申請します。

	利用日 利用時間	室場(備品)	使用料 減免	延長 割増	使用料
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
		計			
備考			使用料合計		
			収納済額		
			営利目的		☐ 有・ ☐ 無
			入場料徴収		☐ 有・ ☐ 無
			入場料金の最高額		円

寒川町立学校施設使用許可書

発行日 年 月 日

利用者番号
利用者名
代表者名
代表者住所
代表者電話番号

利用施設
利用目的

次のとおり許可します。

	利用日 利用時間	室場(備品)	利用 人数	使用料 減免	延長 割増	使用料
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
		計				
備考				使用料合計		
				収納済額		
				営利目的	☐ 有・ ☐ 無	
				入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	
				入場料金の最高額	円	
寒川町教育委員会　印						

第4号様式及び第5号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

寒川町立学校施設使用料減免申請書

（あて先）寒川町長

カード番号

団体名

代表者名

代表者住所

代表者連絡先

連絡者名

連絡者住所

連絡者連絡先

申込者

申込者住所

申込者連絡先

次のとおり申請します。

施設名		
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	
※上記以外は内訳参照		
付帯設備等	数量	
※上記以外は内訳参照		

営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額	円
備考					

第 5 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

寒川町立学校施設使用料減免決定通知書

カード番号

団体名

代表者名

代表者住所

寒川町長 印

次のとおり決定します。

施設名		
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料
※上記以外は内訳参照		小計（1） 円
付帯設備等	数量	付帯設備等使用料
※上記以外は内訳参照		小計（2） 円
使用料合計	通常使用料合計（1+2）	円
	減免額	円
	使用料合計	円

営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額	円
備考					

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

寒川町立学校施設使用条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案																																																																																																																																										
第1号様式（第3条関係） 第1号様式（第3条関係） 寒川町立学校施設使用許可申請書 寒川町立学校施設使用許可申請書 寒川町教育委員会 カード番号 団体名 代表者名 代表者住所 代表者連絡先 連絡者名 連絡者住所 連絡者連絡先 申込者 申込者住所 申込者連絡先 次のとおり申請します。 <table><thead><tr><th>施設名</th><th>利用日時</th><th>室場・面名・行事名・利用目的・利用人数</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">※上記以外は内訳参照</td></tr><tr><td></td><td>付帯設備等</td><td>数量</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="3">※上記以外は内訳参照</td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th>営利目的</th><th>☐有・☐無</th><th>入場料徴収</th><th>☐有・☐無</th><th>入場料の最高額</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">備考</td></tr></tbody></table>	施設名	利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数													※上記以外は内訳参照				付帯設備等	数量													※上記以外は内訳参照			営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額	円	備考						第1号様式（第3条関係） 第1号様式（第3条関係） 寒川町立学校施設使用許可申請書 寒川町立学校施設使用許可申請書 寒川町教育委員会 ◎申請者情報 利用者番号 利用者名 代表者名 代表者住所 代表者電話番号 申込者名 申込者住所 申込者電話番号 ◎使用情報 利用施設 利用目的 ◎使用一覧 次のとおり申請します。 <table><thead><tr><th></th><th>利用日 利用時間</th><th>室場(備品)</th><th>使用料 減免</th><th>延長 割増</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>計</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th>備考</th><th>使用料合計</th><th>収納済額</th><th>営利目的</th><th>☐有・☐無</th><th>入場料徴収</th><th>☐有・☐無</th><th>入場料金の最高額</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>		利用日 利用時間	室場(備品)	使用料 減免	延長 割増	使用料	1						2						3						4						5						6						7						8						9						10								計				備考	使用料合計	収納済額	営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料金の最高額	円									
施設名	利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数																																																																																																																																									
※上記以外は内訳参照																																																																																																																																											
	付帯設備等	数量																																																																																																																																									
※上記以外は内訳参照																																																																																																																																											
営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額	円																																																																																																																																						
備考																																																																																																																																											
	利用日 利用時間	室場(備品)	使用料 減免	延長 割増	使用料																																																																																																																																						
1																																																																																																																																											
2																																																																																																																																											
3																																																																																																																																											
4																																																																																																																																											
5																																																																																																																																											
6																																																																																																																																											
7																																																																																																																																											
8																																																																																																																																											
9																																																																																																																																											
10																																																																																																																																											
		計																																																																																																																																									
備考	使用料合計	収納済額	営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料金の最高額	円																																																																																																																																			

現 行	改 正 案																																																																																																																																																																																											
第 2 号 様 式 （ 第 3 条 関 係 ） 第 2 号様式（第 3 条関係） 年 月 日 寒川町立学校施設使用許可書 カード番号 団体名 代表者名 代表者住所 寒川町教育委員会 印 次のとおり承認します。 <table><thead><tr><th>施設名</th><th colspan="3"></th></tr><tr><th>利用日時</th><th>室場・面名・行事名・利用目的・利用人数</th><th colspan="2">施設使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">※上記以外は内訳参照</td><td>小計（1）</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td>付帯設備等</td><td>数量</td><td>付帯設備等使用料</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">※上記以外は内訳参照</td><td>小計（2）</td><td>円</td></tr><tr><td>使用料合計</td><td colspan="2">通常使用料合計（1＋2）</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">減免額</td><td>円</td></tr><tr><td></td><td colspan="2">使用料合計</td><td>円</td></tr></tbody></table> <table><thead><tr><th>営利目的</th><th>☐有・☐無</th><th>入場料徴収</th><th>☐有・☐無</th><th>入場料の最高額</th><th>円</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="6">備考</td></tr></tbody></table> 利用責任者名 利用責任者住所 利用責任者連絡先	施設名				利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料																						※上記以外は内訳参照		小計（1）	円		付帯設備等	数量	付帯設備等使用料																					※上記以外は内訳参照		小計（2）	円	使用料合計	通常使用料合計（1＋2）		円		減免額		円		使用料合計		円	営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額	円	備考						第 2 号 様 式 （ 第 3 条 関 係 ） 第 2 号様式（第 3 条関係） 寒川町立学校施設使用許可書 受付番号 発行日 年 月 日 ◎申請者情報 利用者番号 利用者名 代表者名 代表者住所 代表者電話番号 ◎使用情報 利用施設 利用目的 ◎使用一覧 次のとおり許可します。 <table><thead><tr><th></th><th>利用日 利用時間</th><th>室場(備品)</th><th>利用 人数</th><th>使用料 減免</th><th>延長 割増</th><th>使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4" rowspan="5">備考</td><td>使用料合計</td><td></td><td></td></tr><tr><td>収納済額</td><td></td><td></td></tr><tr><td>営利目的</td><td>☐有・☐無</td><td></td></tr><tr><td>入場料徴収</td><td>☐有・☐無</td><td></td></tr><tr><td>入場料金の最高額</td><td>円</td><td></td></tr></tbody></table> 寒川町教育委員会 印		利用日 利用時間	室場(備品)	利用 人数	使用料 減免	延長 割増	使用料	1							2							3							4							5							6							7							8							9							10									計					備考				使用料合計			収納済額			営利目的	☐ 有・ ☐ 無		入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無		入場料金の最高額	円	
施設名																																																																																																																																																																																												
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料																																																																																																																																																																																										
※上記以外は内訳参照		小計（1）	円																																																																																																																																																																																									
	付帯設備等	数量	付帯設備等使用料																																																																																																																																																																																									
※上記以外は内訳参照		小計（2）	円																																																																																																																																																																																									
使用料合計	通常使用料合計（1＋2）		円																																																																																																																																																																																									
	減免額		円																																																																																																																																																																																									
	使用料合計		円																																																																																																																																																																																									
営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額	円																																																																																																																																																																																							
備考																																																																																																																																																																																												
	利用日 利用時間	室場(備品)	利用 人数	使用料 減免	延長 割増	使用料																																																																																																																																																																																						
1																																																																																																																																																																																												
2																																																																																																																																																																																												
3																																																																																																																																																																																												
4																																																																																																																																																																																												
5																																																																																																																																																																																												
6																																																																																																																																																																																												
7																																																																																																																																																																																												
8																																																																																																																																																																																												
9																																																																																																																																																																																												
10																																																																																																																																																																																												
		計																																																																																																																																																																																										
備考				使用料合計																																																																																																																																																																																								
				収納済額																																																																																																																																																																																								
				営利目的	☐ 有・ ☐ 無																																																																																																																																																																																							
				入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無																																																																																																																																																																																							
				入場料金の最高額	円																																																																																																																																																																																							

第5号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

寒川町立学校施設使用料減免決定通知書

カード番号 _____

団体名 _____

代表者名 _____

代表者住所 _____

寒川町教育委員会 印

次のとおり承認します。

施設名			
利用日時	会場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料	
※上記以外は内訳参照		小計（1）	円
付帯設備等		数量	付帯設備等使用料
※上記以外は内訳参照		小計（2）	円
使用料合計	通常使用料合計（1＋2）		円
	減免額		円
	使用料合計		円

営利目的	☐ 有・ ☐ 無	入場料徴収	☐ 有・ ☐ 無	入場料の最高額	円
備考					

第5号様式（第6条関係）			
第5号様式（第6条関係）			
寒川町立学校施設使用料減免決定通知書			年 月 日
カード番号			
団体名			
代表者名			
代表者住所			
寒川町長			印
次のとおり決定します。			
施設名			
利用日時	室場・面名・行事名・利用目的・利用人数	施設使用料	
※上記以外は内訳参照		小計（1）	円
付帯設備等	数量	付帯設備等使用料	
※上記以外は内訳参照		小計（2）	円
使用料合計	通常使用料合計（1+2）		円
	減免額		円
	使用料合計		円
営利目的	□有・□無	入場料徴収	□有・□無
入場料の最高額			円
備考			

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年度 教育委員会会議・視察・調査研究会・研修会について（案）

1. 教育委員会定例会・臨時会・総合教育会議（予定）

- ・定例会（毎月 20 日開催予定）
- ・臨時会（必要に応じて開催）
- ・総合教育会議（年 1 ～ 2 回程度）

2. 視 察（予定）

- ・「新しい時代に求められる学校施設」事例
- ・学校施設の「建替え」事例
- ・小・中一貫教育事例
- ・学校教育等の先進的取り組み事例

3. 調査研究会等（予定）

- ・小・中学校適正化等基本計画関連
- ・教育委員会点検・評価
- ・令和 9 年度一般会計予算（教育に関する部分）
- ・教育委員と 2 年次教諭との意見交換会

4. 研修会（予定）

- ・県市町村教育委員会連合会研修会

（参考：令和 7 年度実績）

- ① 会 議 等 定例会開催（4/18、5/20、6/19、7/18、8/20、9/19、10/20、11/19、
12/19、1/20、2/20、3/19）

臨時会開催（11/10、2/3、3/11）

総合教育会議開催（10/14）

- ② 視 察 8/4 前橋市行政視察（桃井小学校）

- ③ 調査研究 6/19 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価
9/19 寒川町許育振興事本計画の見直し及び後期実施計画策定につ
いて
10/31 令和 8 年度寒川町一般会計予算（教育に関する部分）につ
いて

- ④ 研 修 会 11/14 県市町村教育委員会連合会研修会
(綾瀬市オーエンス文化会館)